

令和 7 年度

業 務 概 況 書

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 3 1 日まで

日 本 銀 行

- ▼ 日本銀行の活動状況の詳細については、本概況書を含め、**日本銀行ホームページ** (<https://www.boj.or.jp/>) に掲載していますので、ご参照下さい。
- ▼ 本概況書の内容について、商用目的で転載・複製（引用は含まれません）を行う場合は、予め日本銀行政策委員会室までご相談下さい。
引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記して下さい。

目 次

序文	1
I 日本銀行の概要	2
II 日本銀行の行う業務	1 0
III 令和7年度における業務の概況	1 6
IV 組織運営面の概況	3 0
V 気候変動に関する取り組み（TCFD提言に基づく情報開示）	3 3
VI 決算の状況	4 2
（付1）監事監査の概況	5 3
（付2）政策委員会主要議事事項一覧	5 5
（付3）役職員の給与・退職手当等	6 3
（付4）中期経営計画（2024～2028年度）	6 5

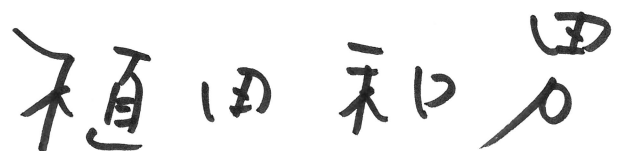
序 文

日本銀行の使命は「物価の安定」と「金融システムの安定」です。このうち、「物価の安定」については、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続的・安定的な実現という観点から、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営していく考えです。日本銀行は、中央銀行としての2つの使命を果たしていくため、金融政策や金融システムに関連する政策の運営に加えて、決済システム・市場基盤の整備、国際分野での取り組み、銀行券の発行・流通・管理、国庫金・国債に関する事務、対外情報発信など、多岐にわたる業務を行っています。日本銀行の行う様々な政策は、こうした幅広い中央銀行業務の適切な遂行を通じて実施していくものです。

この業務概況書は、日本銀行法第55条の規定に基づき、令和7年度における日本銀行の業務の実施状況を取り纏め、国民の皆様にご説明するために作成、公表するものです。日本銀行は、中期経営計画（2024～2028年度）のもと、令和7年度も、各地の自然災害をはじめ、様々な外部環境の変化等を踏まえた機動的な業務・組織運営に努め、数多くの課題と施策に取り組んできました。今後も、わが国の中央銀行として、日本経済の持続的な成長・発展に向け、努力して参ります。本書を通じて、日本銀行の取り組みの全体像をご理解いただければ幸いです。

令和8年5月

日本銀行総裁

Handwritten signature of Haruhiko Kuroda in black ink.

I 日本銀行の概要

1. 沿革

明治15年	6月	日本銀行条例公布（資本金1千万円、営業年限は開業の日より満30年）
	10月10日	開業
20年	3月	増資（1千万円→2千万円）公示
28年	8月	増資（2千万円→3千万円）公示
29年	4月	本店店舗を現在地に新築移転
43年	2月	営業年限延長（明治45年10月10日より満30年）及び増資（3千万円→6千万円）公示
昭和17年	2月	旧日本銀行法公布（資本金1億円）
	5月1日	旧日本銀行法に基づき改組
24年	6月	政策委員会設置
平成9年	6月	現行日本銀行法公布（資本金1億円）
10年	4月1日	現行日本銀行法施行

2. 目的

日本銀行法（以下、「法」という。）では、日本銀行の目的を、「我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと」（法第1条第1項）及び「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」（同条第2項）と規定している。

また、法は、日本銀行が通貨及び金融の調節を行うに当たっての理念として、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」（法第2条）を掲げている。

3. 資本金等

日本銀行の資本金は1億円である（法第8条第1項）。そのうち55,008千円（令和8年3月末現在）は政府出資であり^(注)、残りは民間等の出資となっている（図表1）。

(注) 法第8条第2項では、「日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない。」と定められている。

(図表1) 資本金業態別出資状況 (令和8年3月末現在)

(単位:千円<単位未満切捨て>)

区分	出資金額	構成比 (%)
政府	55,008	55.0
個人	39,205	39.2
公共団体等	1,743	1.7
金融機関	1,719	1.7
証券会社	116	0.1
その他法人	2,205	2.2
民間等計	44,991	45.0
合計	100,000	100.0

日本銀行の出資者に対しては、経営参加権が認められていないほか、残余財産の分配請求権も払込資本金額等の範囲内に限定されている（法第60条第2項、附則第22条第2項）。また、剰余金の出資者への配当は払込出資金額に対して年5%以内に制限されている（法第53条第4項）。

4. 役員

日本銀行には、役員として、総裁、副総裁（2人）、審議委員（6人）、監事（3人以内）、理事（6人以内）、参与（若干人）が置かれることとなっている（法第21条）。このうち、総裁、副総裁及び審議委員が、政策委員会を構成している（法第16条第2項）。

総裁、副総裁及び審議委員については両議院の同意を得て内閣が、監事については内閣が、理事及び参与については政策委員会の推薦に基づいて財務大臣が、それぞれ任命する（法第23条）。

総裁、副総裁及び審議委員の任期は5年、監事及び理事の任期は4年、参与の任期は2年となっている（法第24条）。理事を除く役員については、破産手続開始の決定を受けた場合など、法に列挙された事由に該当する場合を除き、在任中、その意に反して解任されることはない定めとなっている（法第25条）。

役員の仕事及び権限は、以下のとおりとなっている（法第16条第2項、第22条<図表2>）。

(図表2) 役員の職務及び権限

	職務及び権限
総 裁	日本銀行を代表し、政策委員会の定めるところに従い、業務を総理する。また、政策委員会の委員として独立してその職務を執行する。
副総裁	総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。また、政策委員会の委員として独立してその職務を執行する。
審議委員	総裁及び副総裁とともに政策委員会を構成し、委員会として、重要事項の議決や、役員（監事及び参与を除く。）の職務執行の監督を行う。
監 事	業務を監査する。また、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、財務大臣、内閣総理大臣（内閣総理大臣が法第61条の2の定めるところにより権限を金融庁長官に委任した場合は金融庁長官）又は政策委員会に意見を提出することができる。
理 事	総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。
参 与	業務運営に関する重要事項について、政策委員会の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、政策委員会に意見を述べるすることができる。

(図表3) 役員の状況（令和8年3月末現在）

役職	氏名	当初就任年月日	主な職歴（参与は現職）
総 裁	植田 和男	令和5年4月9日	日本銀行政策委員会審議委員 共立女子大学教授
副総裁	内田 眞一	令和5年3月20日	日本銀行理事
	氷見野 良三	令和5年3月20日	金融庁長官 (株)ニッセイ基礎研究所総合政策研究部 エグゼクティブ・フェロー
審議委員	野口 旭 ^(注1)	令和3年4月1日	専修大学経済学部教授
	中川 順子	令和3年6月30日	野村アセットマネジメント(株)取締役会長
	高田 創	令和4年7月24日	岡三証券(株)グローバル・リサーチ・センター 理事長エグゼクティブエコノミスト
	田村 直樹	令和4年7月24日	(株)三井住友銀行上席顧問 (株)三井住友フィナンシャルグループ 上席顧問
	小枝 淳子	令和7年3月26日	早稲田大学政治経済学術院教授
	増 一行	令和7年7月1日	三菱商事(株)代表取締役常務執行役員 CFO

監 事	谷口 文一	令和 5 年 9 月 20 日	日本銀行システム情報局長
	市川 健太	令和 6 年 2 月 1 日	東京国税局長
	播本 慶子	令和 7 年 4 月 1 日	日本銀行政策委員会室長
理 事	清水 誠一 ^(注2)	令和 4 年 5 月 9 日	日本銀行企画局長
	中島 健至	令和 5 年 3 月 20 日	日本銀行名古屋支店長
	神山 一成	令和 6 年 5 月 11 日	日本銀行国際局長
	諏訪園 健司	令和 6 年 9 月 10 日	財務省関税局長
	正木 一博	令和 7 年 3 月 3 日	日本銀行企画局長
	中村 康治	令和 7 年 4 月 1 日	日本銀行調査統計局長
参 与	松本 正義	平成 29 年 6 月 4 日	関西経済連合会会長 住友電気工業(株)取締役会長
	飯島 彰己	令和元年 6 月 4 日	三井物産(株)顧問
	井阪 隆一	令和 2 年 9 月 4 日	(株)セブン&アイ・ホールディングス特別顧問
	秋池 玲子	令和 4 年 6 月 12 日	ポストコンサルティンググループ 日本共同代表
	嶋尾 正	令和 4 年 11 月 1 日	名古屋商工会議所会頭 大同特殊鋼(株)相談役
	小林 健	令和 4 年 11 月 17 日	日本商工会議所会頭 三菱商事(株)相談役
	吉川 洋	令和 5 年 5 月 12 日	東京大学名誉教授 財務省財務総合政策研究所名誉所長
	半沢 淳一 ^(注3)	令和 7 年 4 月 1 日	全国銀行協会会長 (株)三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 取締役 (株)三菱 UFJ 銀行取締役頭取執行役員
	筒井 義信	令和 7 年 5 月 29 日	日本経済団体連合会会長 日本生命保険(相)特別顧問
	日比野 隆司	令和 7 年 7 月 1 日	日本証券業協会会長 (株)大和証券グループ 本社顧問

(注1) 令和 8 年 3 月 31 日に審議委員を退任した。4 月 1 日付けで、浅田統一郎（中央大学名誉教授）が審議委員に就任した。

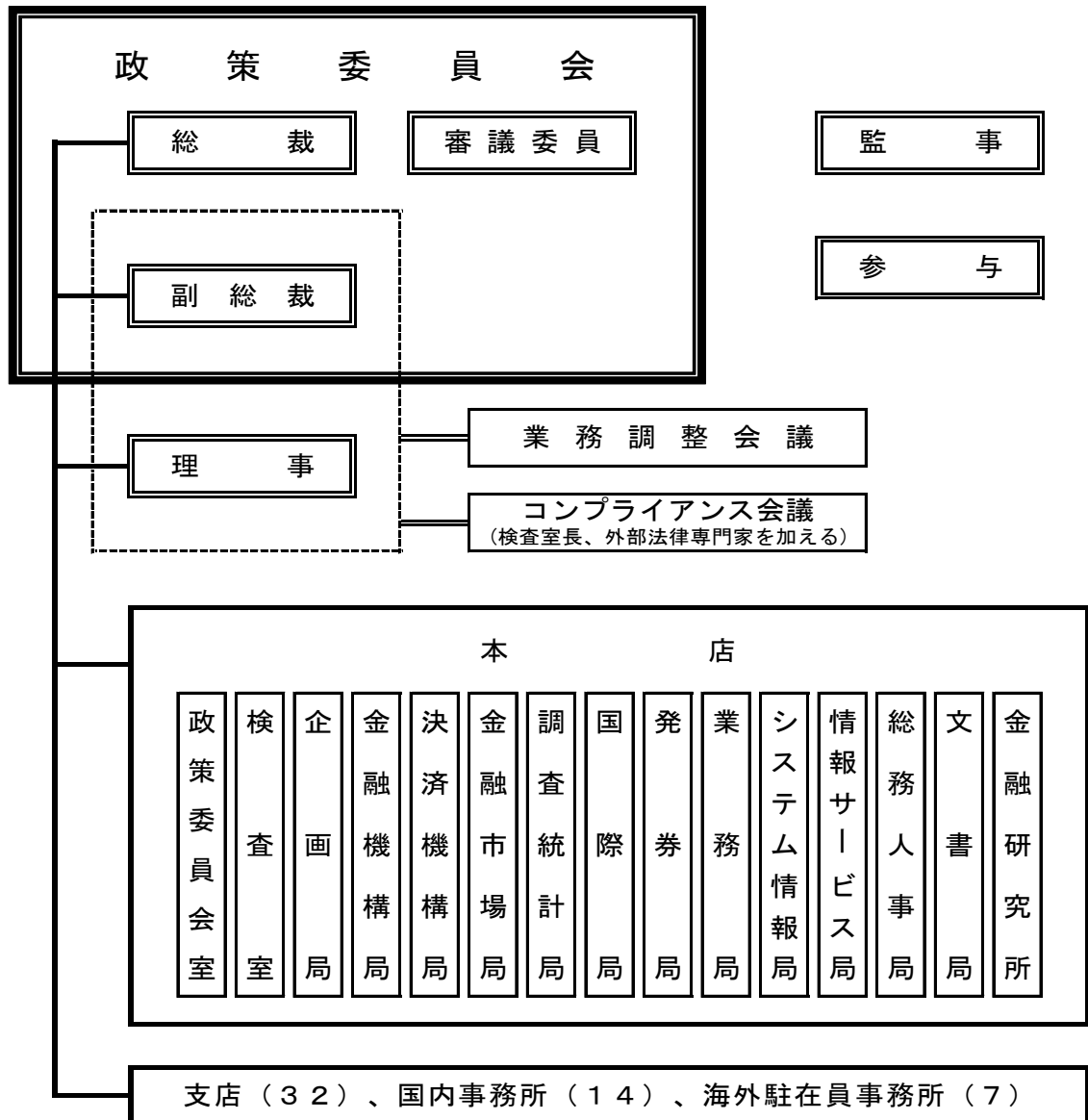
(注2) 令和 8 年 5 月 8 日に理事を退任した。5 月 9 日付けで、藤田研二（日本銀行総務人事局長）が理事に就任した。

(注3) 令和 8 年 4 月 1 日に参与を退任した。同日付けで、加藤勝彦（全国銀行協会会長、(株)みずほ銀行取締役頭取）が参与に就任した。

5. 組織

令和7年度末時点における組織の概要は以下のとおりである。

(図表4) 日本銀行の組織



(図表5) 各組織の役割等

業務調整会議	業務執行にかかる事項についての組織横断的な検討・調整 (副総裁及び理事で構成)
コンプライアンス 会議	法令遵守及び公正な職務遂行を確保するために必要な事項にかかる検討 (副総裁及び理事の中から総裁が定める者、検査室長、外部法律専門 家で構成)

本店局室研究所	所管事務
政策委員会室	政策委員会の議事の運営、国会との連絡、報道機関を通じた広報、重要な文書に関する法令面の審査、業務及び組織の運営に関する基本的事項の企画・立案、予算、決算及び会計、役員に関する諸般の事務、監事の監査に関する補佐
検査室	事務処理の検査
企画局	通貨及び金融の調節に関する基本的事項の企画・立案
金融機構局	信用秩序の維持に資することを目的とする施策に関する基本的事項の企画・立案、考査その他金融機関等の業務及び財産の状況の調査並びにその結果に基づく助言等、当座預金取引先及び貸出取引先の選定、手形の割引及び資金の貸付けの実施にかかる具体的事項の決定等
決済機構局	決済システムに関する基本的事項の企画・立案、日本銀行が運営する決済システムへの参加に関する基本的事項の企画・立案、日本銀行の業務継続に関する基本的事項の企画・立案
金融市場局	金融市場調節の実施内容の決定、外国為替平衡操作の実施、国内金融・資本・外国為替市場の整備、国内外の金融・資本・外国為替市場の調査・分析
調査統計局	国内の経済及び財政の調査・分析、統計に関する事務
国際局	外国中央銀行・国際機関との連絡・調整、外国中央銀行等の円資産運用及び国際金融支援に関する業務、日本銀行保有外貨資産の管理、海外経済・国際金融に関する調査・分析、国際収支統計等の作成
発券局	銀行券に関する事務、貨幣・地金の出納・鑑査・保管
業務局	手形割引、貸付、手形・国債・債券の売買、金銭を担保とする債券の貸借、預り金、内国為替、国庫金の取扱、買入れ株式等に関する業務
システム情報局	システム開発及び運営
情報サービス局	一般広報、金融経済教育に関する事務、資料・図書の保管
総務人事局	組織管理、人事制度、人事、能力開発
文書局	施設管理、物品調達、警備、輸送等
金融研究所	金融・経済の基本問題に関する研究、金融・経済に関する歴史的資料の収集・保存・公開、学界等との連絡・交流

(図表 6) 本支店及び事務所の所在地と開設時期

店名	所在地	電話番号	開設年月
本店	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1	03-3279-1111	明治15年10月

<支店>

釧路	釧路市幸町9-2	0154-24-8100	昭和27年10月
札幌	札幌市中央区北 1 条西6-1-1	011-241-5231	〃 17年 1月
函館	函館市東雲町14-1	0138-27-1161	明治26年 4月
青森	青森市中央1-11-1	017-734-2151	昭和21年11月
秋田	秋田市大町2-3-35	018-824-7800	大正 6年 8月
仙台	仙台市青葉区一番町3-4-8	022-214-3111	昭和16年10月
福島	福島市本町6-24	024-521-6363	明治32年 7月
前橋	前橋市大手町2-6-14	027-225-1111	昭和19年12月
横浜	横浜市中区日本大通20-1	045-661-8111	〃 20年 8月
新潟	新潟市中央区寄居町344	025-222-3101	大正 3年 7月
金沢	金沢市広岡3-3-12	076-223-9541	明治42年 3月
甲府	甲府市中央1-11-31	055-227-2411	昭和20年 7月
松本	松本市丸の内3-1	0263-34-3500	大正 3年 7月
静岡	静岡市葵区金座町26-1	054-273-4100	昭和18年 6月
名古屋	名古屋市中区錦2-1-1	052-222-2000	明治30年 3月
京都	京都市中京区河原町通二条下ルー一之船入町535	075-212-5151	〃 27年 4月
大阪	大阪市北区中之島2-1-45	06-6202-1111	〃 15年12月
神戸	神戸市中央区京町81	078-334-1111	昭和 2年 6月
岡山	岡山市北区丸の内1-6-1	086-227-5111	大正11年 4月
広島	広島市中区基町8-17	082-227-4100	明治38年 9月
松江	松江市母衣町55-3	0852-32-1500	大正 7年 3月
下関	下関市岬之町7-1	083-233-3111	昭和22年12月
高松	高松市寿町2-1-6	087-825-1111	〃 17年 2月
松山	松山市三番町4-10-2	089-933-2211	〃 7年11月
高知	高知市本町3-3-43	088-822-0001	〃 18年11月
北九州	北九州市小倉北区紺屋町13-13	093-541-9111	明治26年10月
福岡	福岡市中央区天神4-2-1	092-725-5511	昭和16年12月
大分	大分市長浜町2-13-20	097-533-9110	〃 23年 2月

長崎	長崎市炉粕町32	095-820-6111	昭和24年 3月
熊本	熊本市中央区山崎町15	096-359-9501	大正 6年 8月
鹿児島	鹿児島市上之園町5-15	099-259-3220	昭和18年 4月
那覇	那覇市おもろまち1-2-1	098-869-0111	〃 47年 5月

(注)平成15年5月に札幌支店の付属施設として開設した日本銀行旧小樽支店金融資料館の所在地は、小樽市色内1-11-16、電話番号は、0134-21-1111。

<国内事務所>

水戸	水戸市南町2-5-5 (常陽銀行本店別館)	029-224-2734	昭和20年 8月
帯広	帯広市西2条南12-1 (JR帯広駅北口ビル)	0155-25-5252	〃 21年 8月
旭川	旭川市4条通9-1703 (旭川北洋ビル)	0166-23-3181	〃 21年 8月
盛岡	盛岡市中央通1-2-3 (岩手銀行本店)	019-624-3622	〃 20年 8月
山形	山形市旅籠町2-2-31 (山形銀行旅籠町ビル)	023-622-4004	〃 20年 8月
富山	富山市堤町通り1-2-26 (北陸銀行本店)	076-424-4471	〃 20年 8月
福井	福井市順化1-1-1 (福井銀行本店)	0776-22-4495	〃 21年 2月
長野	長野市岡田178-8 (八十二銀行本店)	026-227-1296	〃 20年 7月
鳥取	鳥取市栄町402 (山陰合同銀行鳥取営業本部ビル)	0857-22-2194	〃 20年10月
徳島	徳島市西船場町2-24-1 (阿波銀行本店)	088-622-3126	〃 20年 4月
佐賀	佐賀市唐人2-7-20 (佐賀銀行本店)	0952-23-8165	〃 21年 2月
宮崎	宮崎市橘通東4-3-5 (宮崎銀行本店)	0985-23-6241	〃 21年 2月
電算センター	東京都府中市日鋼町1-19	042-351-1111	平成 5年 7月
発券センター	埼玉県戸田市美女木東1-2-1	048-449-7111	〃 14年11月

<海外駐在員事務所 (注) >

ニューヨーク	140 Broadway, 22nd Floor, New York, NY 10005, U.S.A.	1-212-269-6566	昭和25年10月
ワシントン	1801 Pennsylvania Ave., N.W., Suite 800, Washington, D.C. 20006, U.S.A.	1-202-466-2228	平成 3年 3月
ロンドン	Basildon House, 7-11 Moorgate, London EC2R 6AF, U.K.	44-20-7606-2454	昭和26年 8月
パリ	17 Avenue George V, 75008 Paris, France	33-1-4720-7295	〃 27年12月
フランクフルト	Neue Mainzer Straße 66-68, 60311 Frankfurt am Main, Germany	49-69-9714310	〃 31年 9月
香港	Suite 1012, One Pacific Place, 88 Queensway, Central, Hong Kong	852-2525-8325	〃 32年 7月
北京	中華人民共和国 北京市建国門外大街1号 国貿大廈2座19層12C室 郵編100004	86-10-6505-9601	平成15年12月

(注) 海外駐在員事務所の開設年月は駐在員が配置された時期をいう。

Ⅱ 日本銀行の行う業務

1. 金融政策に関する業務

日本銀行は、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」（法第2条）を目的として、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」のもとで、金融政策の決定・実行に当たっている。金融政策運営の基本方針は、政策委員会・金融政策決定会合（以下、「決定会合」という。）で決定されており、日々の金融市場調節における市場への資金の供給や吸収によって具体化されている。令和7年度中においては、合計8回の決定会合を開催した。

年4回（通常1月、4月、7月及び10月）の決定会合においては、「経済・物価情勢の展望」（以下、「展望レポート」という。）を決定のうえ公表している。「展望レポート」では、先行きの経済・物価見通しや上振れ・下振れ要因を点検し、そのもとの金融政策運営の考え方を整理している。また、それ以外の決定会合における経済金融情勢に関する判断は、会合後の公表文の中で公表している。

こうした金融政策運営を支えるため、内外の経済金融情勢等に関する調査・分析を行っており、その主な成果を「展望レポート」、「地域経済報告」（さくらレポート）等で公表している。また、経済金融に関する基礎的、学術的研究を行い、その主な成果を「日本銀行ワーキングペーパーシリーズ」、「日銀リサーチラボ・シリーズ」、「金融研究」、「金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ」等で公表している。

また、日本銀行は、法第54条第1項に基づき、概ね6か月に1回、金融政策運営に関わる事項（法第15条第1項各号に掲げる事項）の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した「通貨及び金融の調節に関する報告書」を作成し、財務大臣を経由して国会に提出している。令和7年度中の経済金融情勢や金融政策運営、金融市場調節の実績についても、同報告書（日本銀行ホームページ（<https://www.boj.or.jp/>）にも掲載）において詳細に説明している（詳しくは同報告書参照）。

2. 金融システムに関する業務

日本銀行は、「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」（法第1条第2項）をその目的の一つとしている。本目的を達成するため、日本銀行当座預金（以下、「日銀当座預金」という。）という安全で便利な決済手段を提供するとともに、各種決済システムの安全性・効率性を高めるための施策を講じている。また、日々の決済業務を担っている個別金融機関の支払不能が、取引関係等を通じて他の金融機関に波及し、金融システム全体の機能が麻痺することがないように、金融システムの安定を図るため種々の取り組みを行っている。

具体的には、日本銀行は、流動性不足に陥った金融機関に対して、法第33条に基づく有価証券等を担保とする貸付けのほか、法第37条や法第38条に基づく流動性の供給等（「最後の貸し手」機能）を行うことがある。

これらの「最後の貸し手」機能を適切に発揮するため、考査（法第44条に基づく金融機関への立入調査）やオフサイト・モニタリング（役職員との面談や各種経営資料の分析等による調査）を実施し、取引先金融機関の経営状態の的確な把握に努めるとともに、必要に応じ、指導・助言を行うことを通じて、その経営の健全性維持を促している。また、各種セミナーの開催等を通じ、金融機関の経営・リスク管理や業務の高度化に向けた取り組みを支援している。

さらに、日本銀行は、考査やオフサイト・モニタリングで得られた知見も活用しつつ、実体経済と金融資本市場、金融機関行動などの相互関連に留意しながら、金融システムを全体としてみた場合のリスク評価を行うマクロプルーデンスの視点に立って、調査・分析を行っている。その成果は、「金融システムレポート」等として公表し、金融システムの安定確保に向けた各経済主体との対話に用いているほか、各種政策の企画や運営にも活かしている。また、主要国の中央銀行及び銀行監督当局の代表によって構成されるバーゼル銀行監督委員会をはじめとする諸会合への参加を通じて、金融システム安定化のための国際的な取り組みに参画している。

なお、日本銀行は、「最後の貸し手」機能の性格や目的を踏まえ、法第38条に基づき資金の貸付けその他の信用秩序維持のために必要と認められる業務（特融等）を行う場合、従来から、次の4つの原則に基づいて、その可否を判断してきている。

- 原則 1. システミック・リスクが顕現化する惧れがあること
- 〃 2. 日本銀行の資金供与が必要不可欠であること
 - 〃 3. モラルハザード防止の観点から、関係者の責任の明確化が図られるなど適切な対応が講じられること
 - 〃 4. 日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮すること

(図表 7) 取引先金融機関数一覧 (令和 7 年度末)

() 内は令和 6 年度末

	当座預金	うち	相対型 電子貸付	手形貸付	当座貸越
		審査契約 締結先			
銀行	120 (121)	120 (121)	120 (121)	120 (121)	120 (121)
信託銀行	11 (11)	11 (11)	8 (8)	8 (8)	11 (11)
外国銀行	48 (47)	48 (47)	36 (35)	39 (38)	37 (36)
信用金庫	247 (247)	247 (247)	115 (114)	137 (136)	195 (195)
金融商品取引業者	35 (36)	35 (36)	29 (29)	34 (35)	34 (34)
銀行協会	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	19 (18)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	11 (11)
合計	481 (481)	470 (471)	317 (316)	347 (347)	408 (408)

(図表 8) 審査の実施先数推移

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国内銀行	20	20	21
信用金庫	42	41	41
外国銀行・金融商品取引業者等	5	7	4
合計	67	68	66

3. 決済システム・市場基盤整備に関する業務

日本銀行は、日本銀行券や日銀当座預金という安全で便利な決済手段を提供しているほか、国債振替決済制度における振替機関として、国債の決済業務を行っている。また、日銀当座預金の提供や国債決済の業務を安全かつ効率的に行うため、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）というコンピュータ・ネットワークシステムを運営している。

さらに、決済システムが安全かつ効率的に機能するよう、決済システムの運営者・参加者に対して、オーバーサイト（モニタリングや必要な改善の働きかけ）を行っている。また、国際決済銀行（B I S）の決済・市場インフラ委員会等への参加をはじめ、海外の中央銀行等とともに決済システムに関する諸施策の検討・研究に参画している。

このほか、市場機能の強化や効率化を図るとともに、金融業務や市場取引のリスク管理の向上とイノベーションを支援するために、国際的な観点も踏まえつつ、市場参加者との意見交換や市場慣行の策定・見直しの支援、市場取引に関する統計の作成・公表等といったかたちで、金融・資本市場基盤の整備にも取り組んでいる。また、こうした取り組みの一環として、災害その他の危機発生時に備えて日本銀行自身の業務継続体制を整備するとともに、金融市場や金融・決済システム全体で実効性ある業務継続体制が整備されるよう、必要な働きかけ等を行っている。

こうした決済システム・市場基盤整備に係る施策等を適切に実施していくため、決済システムの安全性・効率性や金融市場・制度に関する調査・分析や基礎的研究を行っている。中央銀行デジタル通貨（日銀当座預金とは異なる新たな形態の電子的な中央銀行マネー）について、日本銀行では、現時点で発行する計画はないものの、決済システム全体の安定性と効率性を確保する観点から、今後の様々な環境変化に的確に対応できるよう必要な検討を行っている。

4. 国際分野に関する業務

日本銀行は、保有外貨資産の管理、外国為替の売買、外国中央銀行等や国際機関による円貨資産の運用等に協力するための業務等を行っているほか、国際収支統計の作成や外国為替平衡操作（いわゆる為替介入）等の国の事務を取り扱っている。

また、G 2 0、G 7、国際通貨基金（I M F）、国際決済銀行（B I S）、金融安定理事会（F S B）、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（N G F S）、アジアの金融当局間の諸会合への参加を通じて、金融市場安定化のための取り組みやグローバルな金融経済情勢の議論、市場環境整備、気候変動対応等に関する国際的な作業に参画している。

このうち、アジアについては、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（E M E A P）、A S E A N + 3 への参加などを通じた協力の推進、金融経済の安定確保に向けた技術協力や研修の強化を行っている。こうした活

動を通じ、域内金融セーフティネットの整備に貢献し、アジアの通貨金融システムの一層の安定を促している。

5. 銀行券の発行・流通・管理に関する業務

日本銀行は、銀行券の安定供給を確保するとともに、その信認を維持するため、銀行券の受入れ・支払いのほか、受け入れた銀行券の鑑査（枚数の計査、真偽の鑑定及び再流通可能性の判別）等の業務を本支店において行っている。また、貨幣についても、政府からその交付を受け、市中に流通させている。

安心して銀行券・貨幣を使える環境整備の一環として、汚れや傷みの激しい銀行券の再流通を抑制し、流通する銀行券のクリーン度を維持することに努めているほか、国内関係先や海外中央銀行等とも協力しつつ、通貨の偽造防止や円滑な流通に関する調査・研究、知識普及等にも積極的に取り組んでいる。

6. 国庫金・国債・対政府取引に関する業務

日本銀行は、国庫金の取り扱いや国債に関する事務など、国に関する様々な事務を行っている。具体的には、国庫金の取り扱いに関する事務としては、国庫金の受払いや官庁別・会計別計理、政府預金の管理、政府有価証券の受払い・保管などを行っており、国債に関しては、発行、元利金の支払等に関する一連の事務のほか、国債振替決済制度における振替機関としての事務を取り扱っている。こうした国庫金の取り扱いや国債に関する事務の一部については、国民の利便を図るため、代理店を全国の金融機関に委嘱している。

また、こうした国に関する事務とは別に、政府を相手方とした国債の売買等様々な取引を行っている。

7. 対外情報発信等に関する業務

日本銀行は、国民に対する説明責任を果たす観点から、決定会合の主な意見、議事要旨や政策委員会の議決事項等を速やかに公表しているほか、国会への報告及び出席、記者会見・講演の実施、日本銀行ホームページへの掲載といった多様な機会・手段を活用して、積極的な情報の提供を行っ

ている。決定会合の議事録は、会合から10年を経過したものについて、公表を行っている。

また、金融経済の専門家だけでなく、広く国民の日本銀行に対する理解向上に資するよう、受け手の関心・知識に応じた広報資料の作成等に努めている。このほか、国民の金融リテラシー向上に資するよう、金融経済教育に関する事務を行っている。

各種の統計作成業務については、中央銀行として、必要な基準改定を含め、安定的な作成・公表作業に取り組むとともに、統計利用者の利便性を向上させるための施策を講じている。

この間、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づいて、情報公開を行っている。

Ⅲ 令和7年度における業務の概況

日本銀行は、令和6年3月に「中期経営計画（2024～2028年度）」を策定し、公表した（付4）。本計画は、日本銀行が中期的に達成すべき課題を明確に定め、それらの達成状況を適正に評価していく観点から、対象期間を5年間としたうえで、計画内容を基本的に固定しつつ、毎年度、本計画のもとで実施した具体的施策の達成状況を評価し、公表するとの枠組みを採用している。

以下では、令和7年度における業務の概況を表すものとして、本計画に掲げた業務運営面の課題毎に、令和7年度の具体的施策の達成状況とその評価を整理した。なお、本計画の組織運営面の課題に関連する施策の実施状況は、「Ⅳ 組織運営面の概況」において記述している。

本計画では、環境変化への対応力を確保するため、計画の開始から3年度目を目途に中間レビューを行うほか、大きな環境変化が生じた場合には、計画の内容を柔軟に見直す方針としている。

令和7年度における具体的施策の達成状況等

1. 金融政策運営に資する適切な企画・立案

(具体的施策の達成状況)

- ・ 金融政策運営に資する観点から、米国の関税政策の影響、賃金・物価の形成メカニズム、自然利子率や基調的な物価上昇率の動向を含め、内外の金融経済情勢について多様な視点からの調査・分析を行った。それら一連の分析結果については、年4回公表している「展望レポート」や、ワーキングペーパー、日銀レビューなどの形で公表した。そのうえで、以下の対応を企画・立案した。
 - 金融市場調節方針の決定に資する企画・立案。7年12月の金融政策決定会合では、金融市場調節方針の変更を決定（無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.75%程度で推移するよう促すこととし、併せて、補完当座預金制度の適用利率、基準貸付利率を変更）。
 - 長期国債の買入れについて、①6年7月に決定した減額計画の中間評価を行うとともに、②国債市場の安定に配慮するための柔軟性を確保しつつ、予見可能な形で減額していくことが適切との考えのもと、9年3月までの減額計画を立案（7年6月）。
 - 日本銀行が保有するETFおよびJ-REITについて、市場に攪乱的な影響を与えることを回避する等の基本方針を踏まえ、「金融機関から買入れた株式」の売却と同程度の規模で、市場への売却を行うことを立案（7年9月）。
- ・ 「市場調節に関する意見交換会」や「債券市場参加者会合」（いずれも、7年度中に2回開催）等を対面会合等の形式で開催し、活発な意見交換を行うなど、市場参加者との対話を継続した。
- ・ 金融政策、マクロ経済、金融市場、金融分野の法制度・会計制度・情報セキュリティ、デジタル・トランスフォーメーション、金融史などに関する基礎的研究を進め、研究成果の公表や国内外の学会における発表などを通じて、対外的にも還元した。

(課題に即した達成状況の評価)

金融政策運営に資する観点から、内外金融経済情勢の多様な視点からの調査・分析や金融政策の効果・影響に関する多面的な分析を行ったうえで、機動的に政策の企画・立案を行った。また、「市場調節に関する意見交換会」や「債券市場参加者会合」の活用等により市場との対話を継続したほか、政策の適切な遂行を実現するための体制整

備も着実に進めた。

以上より、各施策で所期の成果を上げ、金融政策運営をしっかりと支えることができたと評価することができる。8年度も、金融経済情勢の様々な変化を適切に捉えた調査・分析、機動的な政策企画、適切な金融調節の実施に必要な体制整備などに取り組んでいく。

2. 金融システムの安定・機能度の向上

(具体的施策の達成状況)

- ・ 考査については、立入調査とリモート手法を組み合わせたハイブリッド型の考査を中心に66先に対して実施した。金融システムへの影響度や経営体力・リスクプロファイルに応じた考査運営を行い、金融グループ全体の経営実態も含め、業務と財産の状況、収益力、リスクへの対応力などを適切に把握した。
- ・ モニタリングでは、金融機関が直面する様々な金融経済環境の変化を踏まえつつ、金融機関の業務運営、リスク管理の状況、収益力などについて、きめ細かくフォローした。また、政策金利引き上げや長期国債買入れの減額の影響、各国の通商政策の影響、気候変動対応、生成AI等のデジタル技術のビジネスへの応用の動きなどについても、丁寧に状況を把握した。グローバル金融システム上重要な金融機関に関しては、ビジネスモデルやリスクプロファイルの変化などを踏まえたモニタリングを実施した。地域金融機関に関しては、経営基盤強化や地域経済を支えるための取り組みと課題に関する意見交換を実施した。
- ・ 調査・分析面では、内外の金融経済環境が変化するもとの、金融システムの安定性に関する現状評価を行うとともに、信用コストや有価証券投資、円貨・外貨の流動性に関するリスクを中心に分析を深めたほか、内外ノンバンク部門の動向を中心に金融システム安定を巡る新たな論点を整理した。それらの分析結果等は、金融システムレポートに取りまとめたほか、特定のテーマを掘り下げた別冊シリーズ(7年度中に3冊)や、日銀レビュー・ワーキングペーパーなどの形で公表した(7年度中に6本)。
- ・ 金融庁との間では、引き続き、「金融庁・日本銀行連絡会」をはじめとする各レベルでの課題認識の共有を深化させた。また、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から、「金融モニタリング協議会」および「検査・考査連携会議」を通じて、金融庁との連携強化の取り組みを推進した。大手金融機関を対象とする共同調査(一斉ストレステスト、外貨流動性リスク管理、サイバーセキュリティ、気候変動シナリオ分析)を実施するとともに、考査・検査計

画の調整や考査・検査結果の共有を行った。さらに、データの一元化に向けた取り組みを進め、より実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）のもとで高粒度データを収集し、モニタリング・分析を高度化したほか、こうした取り組みについて、金融庁と連名で「共同データプラットフォームによる本格的なデータ収集の開始」（7年8月）を公表した。

- ・ 金融機関から買い入れた株式については、株式市場に与える影響や本行の損失発生を極力回避する等の指針のとおり、処分を完了した（7年7月）。
- ・ 「地域金融強化のための特別当座預金制度」や貸出支援基金に関する業務を安定的に遂行した。

（課題に即した達成状況の評価）

金融システムレポートにおける金融システムの機能度や安定性の維持・向上のための課題やリスクの提示、それを踏まえた考査の実施、モニタリングの強化等を通じて、金融機関の業務運営やリスク管理の状況などを適切に把握し、必要な改善を促した。その際には、考査とモニタリングの一体的運用の強化に努めた。また、地域金融機関との間では、考査・モニタリングを通じて対話を深め、経営基盤強化に向けた取り組みを促した。

取引先選定や貸出関連業務について、適切かつ効率的な運営を行った。また、金融庁との連携強化を各分野で着実に進め、わが国におけるプルーデンス面での当局間連携を一段と強化し、各分野での実効性・効率性の向上を図った。

なお、日本銀行法第37条や第38条に基づく流動性の供給等を要する状況は生じなかった。

以上より、金融システムの安定・機能度の向上に向けた施策については、所期の成果を上げたと評価することができる。8年度は、金融機関を取り巻く様々な環境変化を踏まえつつ、考査とモニタリングの一体的運用や金融庁との更なる連携強化に向けた取り組みを継続することにより、金融機関の業務運営やリスク管理の状況などを的確に把握し、適切な働きかけを行っていく。また、NBFIの動向や気候関連金融リスクを含め、金融システムに影響を及ぼし得る様々なリスクについて分析を行うほか、地域金融機関との間では、持続的なビジネスモデルの在り方や人的資本の状況などについて課題を共有し、必要な取り組みを後押ししていく。

3. 決済サービスの高度化・市場基盤の整備

(具体的施策の達成状況)

- ・ 中央銀行デジタル通貨について、「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」に沿って、以下の通り、パイロット実験の実施や制度設計面の検討等、内外関係者との連携を着実に推進した。
 - パイロット実験について、実験用システムの構築・検証を進めるとともに、「CBDC フォーラム」において幅広い民間事業者と議論・検討を進めたほか、より多角的に決済の将来像を検討する観点から CBDC フォーラムを再編した。「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」(7年6月、8年2月)を開催し、パイロット実験の進捗状況等について、民間事業者や政府との間で情報共有および意見交換を行った。
 - 決済システムを巡る進展に関する「主要中央銀行のグループ」のメンバーとして、各種議論に参画し、その成果である「技術革新におけるホールセール中央銀行マネー」をテーマとする報告書(7年9月公表)の作成に貢献した。
 - 「CBDC(中央銀行デジタル通貨)に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」および同会議の「幹事会」に参画した。
- ・ 中銀マネー(日銀当座預金)のトークン化について、将来的なユースケースを踏まえつつ、CBDC フォーラムでも議論するサンドボックス環境を活用して技術的な検証を行う実験プロジェクトを開始した。
- ・ 国際決済銀行(BIS)の実験プロジェクトである「アゴラ」に参加し、分散型台帳技術を使ったプラットフォーム上に、トークン化した商業銀行預金と中央銀行預金の両方を乗せ、それらを使って安全かつ効率的なクロスボーダー決済を行う、新しいタイプの決済インフラの可能性について、他の中央銀行や民間金融機関とともに構築したプラットフォームのユーザーテストに参加しながら、議論・検討を着実にを行った。
- ・ 全銀ネットが設置した「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」に参画し、資金決済システムの将来像の議論や新決済システムの構築について具体的な検討を支援した。
- ・ 「ISO パネル」(8年3月)などを通じ、金融サービス分野の標準化に関する議論やISO/TC68国内委員会活動の認知度向上に貢献した。
- ・ 金融分野における情報伝達の効率化の観点から、国際標準化を進めるため、日銀ネットで利用するISO20022電文のバージョン改訂を円滑に実施したほか、BIS決済・市場インフラ委員会(CPMI)等における国際的な議論に参画した。
- ・ G20が主導するクロスボーダー送金の改善に向けた取り組みについて、金融安定理事会(FSB)やCPMIにおける国際的な議論・分析に参画したほか、日本銀行が主

宰する「決済の未来フォーラム クロスボーダー送金分科会」などを通じて、国内関係者への情報還元や意見交換を実施した。

- ・ 資金移動業者であるワイズ・ペイメンツ・ジャパン株式会社との当座預金取引の開始を決定した（7年10月）。
- ・ 金融市場インフラに対するオーバーサイトについては、10年稼働予定の第8次全銀システムの構築を含む、サービス高度化にかかるシステム更改の進捗モニタリングのほか、金融庁と連携して主要な金融市場インフラのサイバーセキュリティ管理態勢の実態を把握し、その強化を促すなど、金融市場インフラの安全性と効率性の確保・向上に資する観点からの取り組みを進めた。
- ・ 「気候変動関連の市場機能サーベイ」（7年6月）の作成・公表により、市場機能向上に関する進展状況や課題を把握し、情報発信した。また、サーベイの結果について、市場関係者に対する説明会（7年9月）を開催し、気候変動ファイナンスに関する意見交換を行った。
- ・ 日本銀行が事務局を務める「金利指標に関する実務者ネットワーク」を通じて金利指標に関連する情報共有を行い、市場参加者による対応を支援した。
- ・ 「グローバル外為行動規範」の改定を踏まえ、日本銀行として遵守意思を再表明した（7年5月）ほか、本邦における遵守促進や遵守先の裾野拡大に向けた取り組みを進めた。

（課題に即した達成状況の評価）

中央銀行デジタル通貨について、「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」に沿って、パイロット実験の実施や制度設計面の検討等、内外関係者との連携を着実に推進した。また、情報技術が決済サービスにもたらす新たな可能性や課題に関する国内外の議論やプロジェクトに積極的に貢献したほか、決済システムの未来に関する情報発信などを通じて、わが国決済サービスの高度化に向けた働きかけを着実に行った。

金融・資本市場基盤の整備については、「気候変動関連の市場機能サーベイ」の実施やその結果を踏まえた市場関係者との意見交換を通じて、気候変動ファイナンスに関する市場整備に貢献したほか、「グローバル外為行動規範」の遵守意思表明を促進した。

以上より、各施策で所期の成果を上げ、決済サービスの高度化や金融・資本市場基盤の整備にしっかりと貢献したと評価することができる。8年度は、決済サービスの分野では、引き続き、中央銀行デジタル通貨に関するパイロット実験の着実な推進と制度設計面の検討に取り組むほか、国内外の議論・取り組みに貢献していくこと等に

より、わが国決済サービスの高度化に向けた働きかけや検討を継続していく。また、わが国の金融・資本市場基盤の整備の分野では、市場機能が環境変化に応じて適切に発揮されるよう、各種のサーベイや市場参加者との意見交換の機会も活用して、必要な基盤の整備に取り組んでいく。

4. 中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行

(具体的施策の達成状況)

- ・ 6年7月から発行を開始した新しい銀行券にかかる金融機関や企業等の対応状況や流通状況、本支店での備蓄量を踏まえつつ、銀行券の受払を円滑に行った。また、本支店の窓口で受け入れた銀行券の鑑査を行い、クリーンな銀行券を供給することにより、流通する銀行券のクリーン度を維持した。
- ・ 現金利用の実情について、関係者からの情報収集等を通じて実態の把握に努めたほか、金融機関等を含めた現金関係事務の効率化に取り組んだ。
- ・ 日々の日本銀行当座預金の決済事務を正確かつ安定的に遂行した。
- ・ 金融政策決定会合において決定された金融市場調節方針等に従い、金融市場調節事務を適切に運営した。7年6月決定会合における国債買入れの減額計画決定に沿って、発行額に対する買入れ比率や市場の需給動向等を踏まえ、残存期間別・種類別の減額の割振りを適切に決定した。また、国債市場の流動性を改善する観点から、国債補完供給の減額措置における要件緩和の対象銘柄の拡充等を実施し、そのもとで国債補完供給にかかる減額措置を適切に実行した。
- ・ 国庫・国債事務について、金融機関の事務合理化ニーズにも積極的に対応しつつ、日本銀行代理店の統廃合、関係者への働きかけを通じたキャッシュレス納付の利用促進など効率化・電子化に取り組むとともに、多種多様な事務を確実に遂行した。
- ・ 日本銀行作成統計については、環境変化に応じた見直しや基準改定を進めたほか、利用者の利便性向上に資する取り組みを実施した。
 - 時系列統計データ検索サイトにおいて、API機能の提供を開始した(8年2月)。
 - 短観について、貸金動向の調査開始などに関する見直し方針を公表したほか(7年9月)、母集団のベース変更等を実施しつつ、調査対象企業の定例見直しを行った(8年3月)。
 - 最終需要・中間需要物価指数について、2020年基準指数への移行を適切に行っ

たほか（7年7月）、2000年以降の過去データを新たに公表した（7年11月）。

- ・ 日銀ネット等重要システムの運行など、上記の取り組みを支える日々の業務を適切に実施した。
- ・ 業務継続に関しては、内外環境の変化や被災想定等の見直しを踏まえつつ、各種訓練を適切に実施したほか、引き続き有事への対応力の強化に取り組んだ。

（課題に即した達成状況の評価）

発券業務については、銀行券・貨幣の受払を安定的かつ効率的に遂行した。また、流通する銀行券のクリーン度の維持を図るなど、銀行券を安心して使える環境の整備に努めるとともに、金融機関等を含めた現金関係事務の効率化に取り組んだ。

銀行業務については、日本銀行当座預金の決済事務を正確かつ安定的に遂行するとともに、金融政策決定会合で決定された方針に従った金融市場調節事務等を適切に実施した。

国庫・国債業務については、日々の業務を安定的に遂行したほか、電子化や環境変化に応じた事務見直しに取り組んだ。

日本銀行作成統計については、環境変化に応じた見直しや基準改定を進めたほか、利用者の利便性向上に資する取り組みを実施した。

こうした取り組みを支える日々の業務を適切に実施したほか、政府の取り組み等も踏まえつつ、自然災害や感染症などに対する必要な業務継続体制の整備を進めた。

以上より、適切な業務体制を確保し、日々の中央銀行業務を全体として安定的に遂行したほか、環境変化に応じた事務見直しも着実に推進したと評価することができる。8年度は、中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行を図っていくほか、事務量の変化、デジタル技術の進展、業務の相手方を取り巻く環境変化等を見極めつつ、適切な事務処理体制等のあり方を検討していく。また、引き続き有事への対応力の維持・強化に取り組んでいく。

5. 変化する国際情勢に対応した国際分野での取り組み

（具体的施策の達成状況）

- ・ わが国の中央銀行として、ASEAN+3、BIS、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）、FSB、G7、G20、国際通貨基金（IMF）、

気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS)、経済協力開発機構 (OECD) などの関連会合に、対面形式とオンライン形式を併用しながら積極的に参画した。

- 海外の金融経済動向を把握し、経済成長や金融システム強化に向けたグローバルな議論に貢献するとともに、日本銀行の金融政策運営に対する理解を促進した。
 - BCBS、FSB 関連の一部委員会・作業部会・規制の実施整合性評価プログラム等では、議長として議論を適切にリードするなど、主導的な役割を發揮した。中央銀行統計に関するアービング・フィッシャー委員会では、理事を務めるとともに、金融経済統計の整備・向上に関する国際的な議論に貢献した。
 - NGFS 関連では、気候シナリオ分析をはじめとする各種の議論に参画・貢献した。
 - EMEAP 関連では、通貨金融安定委員会の議長として議論をリードするなど、主導的な役割を發揮したほか、域内の金融経済情勢に関する議論やアジア・ボンド・ファンドの運営において中心的な役割を果たした。また、第 30 回総裁会合を機に取り組んだ EMEAP の今後のあり方を巡る議論や新たな運営方針の策定を主導した。
 - 金融規制・監督に関しては、各種国際会議において、国際金融規制や監督の現代化・簡素化、ステーブルコイン含む金融のデジタル化、危機時の公的流動性供給、NBFIs、サイバーセキュリティといったテーマの議論に貢献した。また、FSB による「G20 金融規制改革の実施モニタリングレビュー」に参画したほか、米欧金融機関の破綻などを含む金融システムを巡る環境変化を踏まえ、監督の実効性を強化するための作業、流動性リスク・銀行勘定の金利リスクに関する分析作業などに積極的に参画し、国際金融システムの安定確保のための政策形成プロセスに適切に貢献した。このほか、関連国際会議や学界との共同セミナーの主催や登壇を行った。
 - OECD 資本市場委員会では、議長として議論を適切にリードするなど、主導的な役割を發揮したほか、傘下のサステナブル・ファイナンスに関する作業部会に参画した。
 - 国際金融市場や金融市場インフラ、金利指標改革、グローバル外為行動規範、統計などの各分野における議論に参画・貢献した。
 - ステーブルコインやトークン化預金など、デジタル社会における新しい決済手段を巡る国際的な議論に、積極的に参画・貢献した。
- ・ 監督カレッジへの参画等を通じて、グローバル金融システム上重要な金融機関の経営状況に関する海外当局との情報交換を積極的に行った。
 - ・ 金融経済情勢や金融システム、中央銀行業務などについて、主要な海外中央銀行や金融当局等との個別の意見交換や関係強化を継続し、迅速・広範な情報収集を

行った。

- ・ 国際金融協力の面では、金融システム安定のための為替スワップについて、シンガポール通貨庁やタイ中央銀行との間で、星ドルやタイバーツおよび日本円を相互に融通するための取極をそれぞれ延長した（7年11月、8年3月）。
- ・ アジアの中央銀行向けを中心とした技術支援・セミナーや人材交流を実施し（実施件数26件）、アジアの金融・資本市場の安定・発展に寄与するとともに、海外当局との中長期的な関係を構築・強化した。
- ・ ASEAN+3では、財務省と協力しつつ、チェンマイ・イニシアティブにおける緊急融資ファシリティの整備にかかる議論や実効性向上に向けた各種対応において中心的な役割を果たした。

（課題に即した達成状況の評価）

わが国の中央銀行として、G7、G20のほか、BIS、IMF関連の諸会合等への参画を通じ、国際通貨金融システムの安定確保に向けた国際的な議論等に貢献した。この際、BCBSやFSBなどでは、金融規制、金融市場や金融市場インフラ等に関する会合に積極的に参画し、主導的な役割も発揮した。また、気候変動への対応等に関する国際的な議論に参画・貢献した。主にアジア地域を対象とする技術支援を実施したほか、各国中央銀行等との連携を維持・強化し、金融経済情勢や金融システム、中央銀行業務などに関する迅速・広範な情報収集を行った。

以上より、わが国の中央銀行として、幅広い分野の国際的な議論に参画し、国際通貨金融システムの安定確保やアジアの金融・資本市場の安定と発展に貢献するための施策は、着実に進展したと評価することができる。8年度は、関係機関と密接に連携しつつ、わが国の中央銀行として、国際的な議論等において主導的な役割を果たしていくとともに、その過程で得られた成果や知見を政策・業務運営にも活かしていく。

6. 地域経済・金融に対する貢献

（具体的施策の達成状況）

- ・ 本支店においては、必要に応じ取引先金融機関や官庁と連携しながら、発券業務や国庫・国債業務などの中央銀行業務を安定的に遂行した。
- ・ 地震・大雨・台風等の災害が相次ぐ中、関係する本支店においては、災害発生に際して、財務局等と連携し、金融機関等に対して金融上の措置を講じるよう要請

した。また、こうした地域における経済・金融情勢について、きめ細かい把握に努めた。

- ・ 本支店および事務所において、オンライン形式も活用しながら、地域の企業や金融機関等へのヒアリング、経済団体等との意見交換会などを積極的に行い、地域の金融経済情勢をきめ細かく把握し、金融政策運営や金融システムの安定・機能度の向上に活用した。
- ・ 講演活動やその他の広報活動等を、オンライン等も活用しながら実施し、地域経済にかかる調査・分析結果や、日本銀行の政策・業務運営に関する考え方を、地域に還元・発信した。地域経済動向の調査・分析の成果は、「地域経済報告（さくらレポート）」として四半期毎に取りまとめて公表したほか、人手不足感が強まるもとでの地域企業の投資・事業戦略（7年5月）や地域企業の設備投資の動向と最近の変化（7年12月）を「さくらレポート別冊」で公表した。また、支店長会議における報告・議論を取りまとめた「各地域からみた景気の現状」を四半期毎に公表した。
- ・ 地域金融機関における経営基盤の強化に向けた取り組みをサポートしていく観点から、「地域金融サポートユニット」において、地域活性化、事業再生支援、SDGs/ESG、リスク管理など幅広いテーマにわたり、セミナーやワークショップを12回開催した。

（課題に即した達成状況の評価）

本支店ネットワーク全体において、中央銀行業務を安定的に遂行した。また、積極的な調査活動を通じて地域毎に特徴のある金融経済情勢をきめ細かく把握し、地域にも還元しつつ、金融政策運営や金融システムの安定・機能度の向上に活用した。

以上より、地域経済・金融に対して貢献するための取り組みは、本支店や事務所の中央銀行としての機能を十分に活用しながら、着実に進展したと評価することができる。8年度は、引き続き、現在の本支店・事務所を各地域における業務の拠点として有効に活用し、各種業務の安定的な遂行や金融経済情勢の把握、効果的な情報発信などを通じて、中央銀行の立場から地域経済・金融に貢献していく。

7. 対外コミュニケーションの強化

(具体的施策の達成状況)

- ・ 日本銀行法に基づき、政策・業務運営の状況を公表した。
 - 金融政策決定会合の議事要旨・議事録の公表。
 - 「通貨及び金融の調節に関する報告書」の国会提出・公表（7年6・12月）。
 - 「令和6年度業務概況書」の公表（7年5月）。
- ・ 政策・業務運営について、英文によるものも含め、様々な手段を通じて情報発信を行った。
 - 金融政策運営に関する決定の対外公表文（「当面の金融政策運営について」等）、展望レポート（7年4・7・10月、8年1月）、「金融政策決定会合における主な意見」、正副総裁・審議委員による記者会見や講演・寄稿など。
 - 総裁定例記者会見のライブ・動画配信や金融研究所主催国際コンファレンスの動画配信。分かりやすさを企図した、展望レポートの内容をインフォグラフィックで紹介するハイライトの公表。
- ・ 政策委員による金融経済懇談会について、引き続き、時期を平準化して実施したほか、実施時期を可能な範囲で早い段階で公表した。また、国会での答弁や記者会見、講演やインタビューなどの機会を活用して、丁寧な情報発信にも努めた。
- ・ デジタルコンテンツやオンラインも活用しつつ、多様な対象層に向けた広報活動を行った。
 - 本支店のホームページへの公表資料の掲載のほか、ソーシャルメディアの活用などを通じて、幅広い層に対して情報発信を行った（日本銀行ホームページのアクセス件数 866 百万件、うち英語版 350 百万件、支店ホームページのアクセス件数 4.7 百万件、X のフォロワー数 258 千人、Facebook のフォロワー数 7.2 千人、YouTube チャンネル登録者数 15.7 千人）。
 - 日本銀行の政策・業務を解説する新たな広報用動画を作成し、公表した。
 - 広報誌「にちぎん」について、政策・業務運営に関する内容を分かり易く取り上げるなど、記事内容の充実を図った。
 - 見学案内について、広報コンテンツの拡充や障がい者向け見学を実施したほか、3D 映像「おうちで、にちぎん」を活用した本店のリモート見学と、日本銀行の政策・業務運営に関する講義等を組み合わせたオンライン授業を開催した（見学者数：本店 1.6 万人、支店・事務所 2.0 万人）。

- 各種広報イベントの開催や、日本銀行の機能・役割等に関する若年層向けの講義の実施を通じて、政策・業務運営についての理解を深める機会を提供した。例えば、本店の親子見学会（小中学生向け）や「日銀グランプリ」（大学生向け小論文コンクール。応募件数 133 件）のほか、大学等で行う「出張講座」を開催した（11 先）。
- 政策・業務運営に関する国民各層の意見やニーズの把握に努めた。
 - 金融機関や企業、経済団体、学界その他業務運営上の繋がりのある関係者等との、対面形式やオンライン形式による面談や意見交換の実施。
 - 電話・メール等による一般照会への適切な対応（本店照会受付件数 2.7 千件＜営業目的や宛先相違とみられるもの等を除く＞）。
- 貨幣博物館、旧小樽支店金融資料館を適切に運営した（来館者数は、それぞれ 115 千人、88 千人）。この間、貨幣博物館において、開館 40 周年・リニューアル 10 周年記念企画展やテーマ展「にちぎん券発行 140 周年 紙幣統一への道すじ」を開催したほか、旧小樽支店金融資料館では、特別展「わくわく！熱狂！ミュージアムでお金のスポーツ観戦」等を開催し、8 年 2 月には開館（2003 年 5 月）以来の累計来館者数が 200 万人に達した。
- 日本銀行アーカイブを、公文書等の管理に関する法律および同法施行令に基づく国立公文書館等として適切に運営し、利用請求件数は 158 件、歴史的公文の受入は 3,361 冊となった。また、利便性の向上を企図して、アーカイブホームページのリニューアルを実施した。
- 金融経済情勢などに関する調査・分析の成果を、日銀レビュー、ワーキングペーパー、ディスカッションペーパー、調査論文、リサーチラボ等により公表した。
- 「金融政策の新たな課題」（7 年 5 月）や不動産価格に関する統計等（8 年 2 月）をテーマとする国際コンファレンスのほか、「供給制約経済への移行：その含意と課題」（7 年 11 月）をテーマとする東京大学との共催コンファレンスを開催し、外部の有識者とともに幅広く議論を行った。
- 中立・公正な立場から金融経済教育を推進する「金融経済教育推進機構」（以下、「機構」という。）へ、人員・資金を提供するとともに適切に連携し、金融経済教育の推進を支援したほか、支店・事務所において、都道府県金融広報委員会の事務局としてイベント・セミナーを開催するなど、金融経済教育活動を行うことで、国民の金融リテラシー向上に貢献した。

(課題に即した達成状況の評価)

日本銀行の政策・業務運営について、様々な手段を通じて国内外への情報発信を行い、理解浸透に努めた。情報発信にあたっては、対面形式とオンライン形式を併用し、デジタルコンテンツの拡充を継続した。金融機関や企業などとの意見交換や、一般照会への適切な対応などを通じ、日本銀行に対する意見・ニーズの把握にも努めた。

金融広報活動については、金融経済教育が中立・公正な立場から提供されるよう機構等と適切に連携することで、金融経済教育の推進に貢献した。

以上より、対外コミュニケーションの強化については、各種の取り組みを通じ、全体として進展したと評価することができる。8年度は、引き続き、多角的かつ効果的な内外への情報発信を行うとともに、多様な媒体や機会を活用して、政策や業務運営に関して丁寧な説明に努めていく。また、ネットワークの維持・強化を通じ、意見・ニーズの積極的かつ丁寧な把握などに努めていく。機構等との間では、金融経済教育が引き続き中立・公正な立場から提供されるよう、適切に連携していく。広報活動の一部については、デジタル化やオンライン化の進展を踏まえた取り組みを継続していく。

IV 組織運営面の概況

1. 経費決算・予算

令和7年度の経費支出については、予算に沿って中期経営計画の遂行に必要な支出を適正に行った。その結果、令和7年度の経費決算は、前年度比7.0%増加(+150億円)の2,283億円となった。令和8年度の経費予算については、日本銀行が中央銀行としての役割を果たしていくために必要な予算を確保しつつ、予算見積の精緻化等を通じて適切な経費予算の編成に取り組んだ。

2. IT投資

中期経営計画の遂行に必要なシステム開発を、開発効率の向上や開発案件のスリム化などに努めながら着実にいった。令和7年度のシステム開発規模は、15,882人月(うち外部委託分12,396人月)となった。

3. 人員

令和7年度は、定員(常勤職員数の最高限度)4,900人の範囲内で、中期経営計画の遂行に必要な人員を確保した。令和8年3月末の常勤職員数は、必要な要員について増強を図りつつ、業務全般の一層の効率化に努めた結果、4,571人(前年度末対比▲30人)となった。

(図表9) 常勤職員数

(単位:人)

	令和8年3月末	(前年同月末)
常勤職員数	4,571	(4,601)
本店 ^(注)	2,795	(2,793)
支店	1,709	(1,736)
国内事務所	43	(48)
海外駐在員事務所	24	(24)

(注) 電算センター及び発券センターの職員は本店に含まれる。

給与面では、役員については、役員俸給および役員手当の引き上げにより、令和7年度の年収を6年度対比4.8%~6.9%引き上げた。

職員については、管理職および企画専門職員（以下「管理職等」という。）を除く職員の定例給与を+3.2%改訂（ベア）するとともに、賞与の支給条件について令和7年5月及び11月賞与の支給率（ベアによる増加分を除く）を、管理職等以外の職員については2.403か月（管理職等については3.168か月）とした。

4. 組織運営面の対応

日本銀行は、中期経営計画（2024~2028年度）に掲げた業務運営面の課題に取り組むため、組織運営面で、業務プロセスの変革、多様な人材が活躍する環境作り、業務リスクの適切な管理に関する諸施策を実施した。

具体的には、引き続き、組織全体として効果的にDXを推進していくための必要な体制を整備したうえで、事務プロセスの抜本的な見直しなどを進めることを通じて、安定的・効率的な事務の遂行や調査・分析力の向上、有事への対応力強化に取り組んだ。また、中央銀行としての役割を適切に果たすために必要な人材の育成・確保を図るため、キャリア形成の支援、ダイバーシティの一層の推進、エンゲージメントの推進の観点から、以下の取り組みを実施した。

- 各種研修等について、オンラインも活用しながら充実させたほか、海外も含め、外部との人材交流にも積極的に取り組んだ。
- 令和6年度から開始した「女性の活躍推進に関する行動計画（第3期）」のもとで、女性職員がその能力を十分に発揮できるようにし、職員全員にとって働きやすい職場環境を整備するための取り組みを進めた。
- 令和8年度採用について、企画役級以上^(注)の職員の候補となる総合職・特定職に占める女性の割合を4割以上の水準とした。

(注)「企画役級以上」は、日本銀行において所管業務の遂行について総轄的な役割を果たし、部門内の組織の運営・管理を担う役職を指す。

- 役職員のコミュニケーションを深める施策など、引き続き、エンゲージメント向上に資する施策に取り組んだ。

5. 内部検査実施状況

日本銀行の内部検査については、事務の適正な処理、各種業務リスクの適切な管理、職務の公正な遂行などの視点から、検査室が本店、支店及び事務所の事務の処理の検査を行い、その結果を政策委員会に報告している。令和7年度は、本店4局室（政策委員会室、金融市場局、調査統計局、文書局）、海外3事務所（ロンドン、パリ、フランクフルト）、10支店（新潟、金沢、名古屋、京都、神戸、広島、下関、高松、松山、長崎）及び国内4事務所（水戸、富山、福井、徳島）の検査を実施した。

V 気候変動に関する取り組み（TCFD提言に基づく情報開示）

日本銀行は、令和3年7月に「気候変動に関する日本銀行の取り組み方針について」により、気候変動に対する日本銀行の基本的な考え方と包括的な取り組み方針を示し、具体的な対応を進めている。このうち、情報発信については、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）による推奨内容を踏まえた日本銀行自身の情報開示を行うことを表明している。

TCFDは、各主体の気候変動に関する取り組みについて、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4項目に分けて開示することを推奨している（図表10）。以下では、その推奨内容に沿って、気候変動に関する日本銀行の取り組みについて、物価の安定と金融システムの安定を目的とする日本銀行の政策と業務の特性を踏まえ、整理する。

（図表10）TCFDが推奨している開示項目

項目	推奨されている開示内容
ガバナンス	気候関連のリスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示する
戦略	気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の影響及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合は、開示する
リスク管理	気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理しているかについて開示する
指標と目標	気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する

（出所）「最終報告書 気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言」より作成。

（注）TCFDは、令和5年に解散し、企業の気候関連開示の進捗モニタリングを国際会計基準（IFRS）財団に引き継いだ。なお、TCFD提言に基づく情報開示は、引き続き有効とされている。

1. ガバナンス

日本銀行は、3年7月16日に開催した政策委員会において、「気候変動に関する日本銀行の取り組み方針について」（以下、「取り組み方針」という。）を決定した。

この「取り組み方針」は、金融政策、金融システム、調査研究、国際金融および業務運営・情報発信から成る幅広い分野にかかる施策を示している。そのもとで、重要な事項については、政策委員会による議決を経て実施されるほか、各分野における具体的な対応は、日本銀行の各部署とそれぞれの担当役員によって推進される。その際、日本銀行内の組織横断的な実務者のネットワークである「気候連携ハブ」を設置し、気候連携ハブ総括の取り纏めのもとで、関係部署間の情報共有や様々な取り組みについての連携を促進する体制を確保している。現在、「気候連携ハブ」は国際局が事務局機能を担い、政策委員会室、企画局、金融機構局、決済機構局、金融市場局、調査統計局、金融研究所の実務者が参加するかたちで、定期的に会合を開いている。また、各部署における取り組みについては、日本銀行が中期経営計画のもとで実施した具体的施策の一部として、毎年度、その達成状況を評価している。

2. 戦略

(1) 日本銀行の使命と気候変動の影響やリスク

気候変動問題への対応を進めるためには、国会・政府の政策対応と同時に、社会・経済を構成している各主体による積極的な取り組みが求められる。政府や企業をはじめ、内外の関係者による気候変動に関する取り組みが進展しているなか、日本銀行は、わが国の中央銀行として、物価の安定と金融システムの安定という日本銀行の使命に沿って、気候変動に関する取り組みを進めていく。

その際、日本銀行では、気候変動が、経済や物価、金融システムに及ぼす影響やリスクについて、以下のように整理している。

個々の企業や家計が経済活動を行う際に、温室効果ガスがもたらす影響が十分には考慮されない場合、社会的にみて過大な量の温室効果ガスが排出されることになる。こうした状態が継続すれば、結果として社会・経済に大きな負のコストが生じることになる。過大な温室効果ガス排出の影響は、一国にとどまらず、他国にも広がりを持つほか、将来にわたって長期間継続しうる。近年は、地球規模での気温上昇のほか、大規模な自然災害の深刻さや発生頻度が増しているなど、気候変動問題は日々の生活や社会活動に大きな影響を与えるようになっている。

具体的な影響について、経済の面では、近年、自然災害に伴うサプライチェーンの寸断など、経済活動が阻害される頻度が高まっている。中長期的には、エネルギー価格の変動や、温室効果ガス多排出産業の投資や雇用の減少

などを通じて経済を押し下げる可能性がある一方、再生可能エネルギー関連投資の増加など新しい機会をもたらす可能性もあり、将来の経済に及ぼす影響については、高い不確実性がある。また、物価の面では、自然災害に伴う物価の変動に加え、脱炭素社会に移行するための各種の施策による物価・賃金への影響が現れる可能性がある。

金融システムの面では、「物理的リスク」と「移行リスク」を通じて影響を与えうる。「物理的リスク」は、気候変動に起因する大規模災害や海面上昇といった物理的現象が企業や家計に損失をもたらすリスクを、「移行リスク」は、脱炭素社会への移行に伴う政策、技術、消費者の嗜好の変化などが企業や家計に経済的影響をもたらすリスクを指す。いずれも、金融機関の投融資の量と質を変化させ、対応次第では、金融システムに負の影響を及ぼす可能性がある。

（２）日本銀行の取り組み方針

日本銀行は、気候変動が経済や物価、金融システムに及ぼしうる影響を踏まえ、「取り組み方針」のもと、金融政策、金融システム、調査研究、国際金融および業務運営・情報発信の各分野において、それぞれの施策を実施することとしている（図表 1 1）。

(図表 1 1) 「取り組み方針」のポイント

【金融政策】

- ・気候変動分野での民間の多様な取り組みを支援するため、新たな資金供給を実施

【金融システム】

- ・金融システムの安定確保：気候関連金融リスクの適切な把握・管理
- ・金融仲介機能の円滑な発揮：取引先企業の脱炭素化に向けた金融機関の取り組み支援等

【調査研究】

- ・気候変動問題による影響の分析深化、データの収集や分析手法の高度化
- ・金融市場・インフラの機能度の調査、決済システム・市場基盤整備に関わる課題の検討

【国際金融】

- ・国際的な気候変動に関する取り組みの進展、気候関連金融リスクに関する国際的な枠組み構築への貢献
- ・アジアの市場育成の観点から、各国中央銀行との協力を通じたグリーンボンド等への投資拡充
- ・従来からの保有外貨資産に関する方針の下で、グリーン国債等の購入

【業務運営、情報発信】

- ・気候変動への対応を意識した取り組み（温室効果ガスの排出削減など）
- ・TCFDによる推奨内容を踏まえた開示、気候変動に関する取り組み全般の対外説明の充実

3. リスク管理

政府や企業をはじめとする様々な主体が、気候変動への対応を進めている。日本銀行としては、気候変動が中長期的に経済・物価・金融システムにきわめて大きな影響を及ぼすリスクがあることを踏まえ、中央銀行の立場から、物価の安定と金融システムの安定という使命に沿って、各分野で気候変動に関する取り組みを進めていく。具体的には、「取り組み方針」に掲げる5つの

分野において、それぞれ以下のような対応を行っており、今後も継続していく。

(1) 金融政策

日本銀行は、気候変動に関する金融政策面の取り組みとして、金融機関によるわが国の気候変動対応に資する投融資をバックファイナンスする「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション(気候変動対応オペ)」を導入し、3年12月以降、8年1月までに計9回の資金供給を実施した(対象先は91先、資金供給残高は約21.1兆円となっている)。引き続き、対象先の追加公募も行いながら、原則として年2回の頻度でオペを実施していく予定である。

気候変動対応オペにおいては、制度の適切な運営を確保する観点から、以下のような仕組みとしている。

気候変動対応オペの対象先については、TCFDやサステナビリティ開示基準の推奨内容などを踏まえた一定の開示を要件とすることで、適切なガバナンスのもとで組織として気候変動対応投融資に取り組んでいる先を選定している。

また、バックファイナンスの対象投融資については、中央銀行がミクロの資源配分に具体的に関与することをできる限り避ける観点から、日本銀行が大まかな類型を示したうえで、具体的な判断を対象先に委ねる仕組みとしている。その際、対象先に投融資の判断基準の開示を求めることにより、規律付けを図っている。

加えて、気候変動対応は長期に亘ることから、対象先は、気候変動対応オペにより最長12年度まで資金供給を受けられることとしている。その際、時の経過とともに気候変動対応にかかる取り組みが進展することも踏まえ、対象先が1年ごとにバックファイナンスの対象に含めうる投融資を判断し、借り換えを行う仕組みとしている。

(2) 金融システム

気候変動問題は、「物理的リスク」と「移行リスク」を通じて、金融機関経営、ひいては金融システムの安定にも大きな影響を及ぼしうる。また、社会・経済の脱炭素化を進めていくうえでは、金融仲介機能が適切に発揮されることが重要である。日本銀行としては、こうした状況を適切に把握

するとともに、気候関連金融リスクの把握や管理に関する金融機関の取り組みを積極的に後押ししていくことなどを通じて、わが国の金融システムの安定確保と金融仲介機能の円滑な発揮を目指している。

こうした考え方のもと、審査・モニタリングにおいては、金融機関との間で、気候関連金融リスクへの対応状況や、取引先企業の脱炭素化に向けた取り組み支援等の状況に関して対話を行っている。こうした点は、審査の実施方針等でも明確化している。

その際、気候関連金融リスクの定量的な把握が重要となるが、「シナリオ分析」が有用との認識のもと、金融庁と連携しながら、一部の大手金融機関との間で、共通シナリオに基づく気候変動シナリオ分析に取り組み、7年6月に「気候関連リスクに係る第2回シナリオ分析【銀行セクター】」を公表した。引き続き、こうした取組みや、気候関連金融リスクに関する規制・監督やリスク管理を巡る国際的な議論などを踏まえつつ、金融機関の規模・特性に応じて気候変動シナリオ分析の高度化を促していく。

また、TCFD等に基づく開示の質と量の充実を金融機関に対して促している。このほか、金融機関の取引先企業の脱炭素化に向けたセミナーも開催するなど、金融機関の取り組み支援にも努めている。

(3) 調査研究

調査研究の面では、気候変動が、経済・物価などのマクロ経済や金融市場、金融システムにもたらす影響について分析を深めるとともに、情勢判断やリスク把握のためのデータの収集や分析手法の高度化などに取り組んでいる。また、幅広い市場関係者を対象に、気候変動に関するわが国金融市場の機能度や今後の発展に向けた課題を把握するため、「気候変動関連の市場機能サーベイ」を実施している。

そして、これらの成果について、各種の論文・レポート等として日本銀行ホームページで公表しているほか（図表12）、内外の関係者との情報共有や意見交換を行っている。具体的には、7年9月に「気候変動関連の市場機能サーベイ」第4回説明会を開催した。加えて、個別の面談やヒアリングも積極的に実施している。

今後も、気候変動に関して、多面的に調査・分析を行うとともに、その成果について公表していく予定である。

(図表 1 2) 気候変動に関する論文・レポート等 (令和 7 年度分)

資料名
気候変動関連の市場機能サーベイ (第 4 回) 調査結果—市場機能向上の進展状況と今後の課題—
気候関連リスクに係る第 2 回シナリオ分析【銀行セクター】
「気候変動関連の市場機能サーベイ」第 4 回説明会

(4) 国際金融

国際金融の面では、各種国際会議や各国中央銀行との会合において、各国の取り組みについての情報収集や日本銀行の施策の説明、多国間の議論への参画を通じ、気候変動に関する取り組みの進展に貢献している。この点、気候変動を巡る対応においては、アジア等の各地域固有の事情が反映されることを念頭に、サステナブル・ファイナンスやトランジション・ファイナンスの促進等に関する検討に参画し、国際的な議論の形成に貢献した。今後も、気候変動に関する議論への参画等を通じて、国際的な取り組みの進展に貢献していく。

また、金融システムに関しては、金融庁と緊密に連携しつつ、バーゼル銀行監督委員会、金融安定理事会 (F S B)、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (N G F S) 等における、物理的リスクを中心とする気候関連金融リスクの影響の把握や、シナリオ分析の活用・高度化に向けた研究に積極的に関与し、議論を通じた知見の共有等にも取り組んできた。あわせて、同リスクの評価に必要なデータの整備に関する国際的な取り組みについても、金融機関や関係省庁等と協力しつつ、対応を進めている。このほか、決済システム面では、B I S 決済・市場インフラ委員会 (C P M I) による金融市場インフラのリスク管理の観点からの気候関連リスクに関する議論に参画している。

この間、アジアにおいて、域内の現地通貨建てグリーンボンド市場を育成することを念頭に、E M E A P メンバー中央銀行とともに、アジア・ボンド・ファンドを通じたグリーンボンドへの投資を行っている。また、日本銀行が保有する外貨資産については、従来からの保有外貨資産に関する方針の下で、外貨建てのグリーン国債等の購入を継続している。

(5) 業務運営、情報発信

日本銀行自身の業務運営についても、これを適切かつ効率的に行う観点から、気候変動への対応を意識した取り組みを行っている。この点、これまでも、本支店の施設管理において、政府・自治体が定める目標も踏まえながら、温室効果ガスの排出削減および省エネルギーに配慮した対応を行ってきている。同時に、中央銀行業務の安定的な遂行の観点から、水害リスクの高まりに対する業務継続体制の整備も着実に進めている。

また、気候変動に関する情報発信を行うとともに、日本銀行ホームページに設置した専用のサイト「気候変動」の内容の充実に取り組んでいるほか、TCFD提言に基づく情報開示についても毎年更新し、適切な情報発信に努めていく。

気候変動が経済・物価・金融システムにもたらす影響は、不確実性が高く、時間の経過に伴って大きく変化する可能性がある。上記(1)から(4)の取り組みは、中央銀行として、気候変動が経済や金融システムにもたらす影響やリスクに関する調査・分析を十分に行ったうえで、長い目でみたマクロ経済の安定に資する取り組みや金融システムの安定確保に向けた施策を実施していくプロセスとなる。日本銀行は、こうした取り組みを継続することで、社会・経済が全体として、気候変動の影響やリスクに対して適切に対応することに貢献していく。また、(5)の取り組みにより、日本銀行自身の業務運営にかかる対応を継続していくほか、日本銀行の気候変動に関する取り組みを対外的に十分に説明していく。

4. 指標と目標

上記の3.(5)に関して、日本銀行自身の業務運営におけるCO₂排出量について、Scope 1 (直接的な排出量)、Scope 2 (間接的な排出量)、およびScope 3 (その他間接排出量)のうち、「出張(航空機)」を年度毎に集計し、開示している(図表13)。これまでの取り組みにより、近年のCO₂排出量は、以前と比べて減少している。

また、日本銀行は、政府が定める「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(省エネ法)のもと、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均▲1%以上低減することが努力目標として定められており、この達成に向けて取り組んでいる(図表14)。

(図表 1 3) 日本銀行の業務運営におけるCO₂排出量

(単位：t CO₂)

計測項目		平成30年	令和3年度	4年度	5年度	6年度
Scope 1 (直接的な排出量)	都市ガス	2,642	3,123	3,215	2,950	3,244
	重油	331	344	306	124	91
	灯油	600	515	518	526	746
	軽油	251	235	240	267	249
	ガソリン	169	116	107	112	115
	小計	3,993	4,334	4,386	3,979	4,444
Scope 2 (間接的な排出量)	電力	35,604	26,683	30,279	28,640	33,030
	温水	400	440	361	295	299
	冷水	500	452	442	520	498
	小計	36,504	27,576	31,083	29,455	33,827
Scope 1・2の合計		40,497	31,910	35,469	33,434	38,271
Scope 3 (その他間接排出量)	出張 (航空機)	—	238	771	987	929
Scope 1～3の合計		—	32,148	36,240	34,421	39,200

(注1) 集計範囲は、本店、支店、国内事務所。

(注2) Scope 1・2は、地球温暖化対策の推進に関する法律の算定方法に準拠して算出。電力は、各電気事業者の基礎排出係数を使用。

(注3) Scope 3は、「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」(環境省、経済産業省)の算定方法に準拠して算出。「—」は集計なし。

(図表 1 4) 日本銀行のエネルギー使用量

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
エネルギー使用量 (kl)	18,718	18,528	19,131	17,188 (19,147)	16,743
エネルギー消費原単位 (kl/m ²)	0.0397	0.0393	0.0390	0.0348 (0.0388)	0.0337
5年間の平均原単位変化 (%)	▲1.3	▲1.7	▲1.4	▲0.9	▲1.4

(注1) 集計範囲は、本店、支店、国内事務所。

(注2) エネルギー使用量の対象は、都市ガス、重油、灯油、電力、温水、冷水。

(注3) エネルギー使用量は、省エネ法の換算係数を乗じて算出した原油換算値。エネルギー消費原単位は、エネルギー使用量を日本銀行の建物の延べ床面積で除して算出。省エネ法の改正に伴い、令和5年度以降は算出方法が異なる(令和5年度のかっこ内は、旧方式での算出結果)。

VI 決算の状況

1. 令和7年度決算

第141回事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。以下、「令和7年度」という。）の財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書は、令和8年5月27日公表の「第141回事業年度（令和7年度）決算等について」のとおりである。

このうち、令和7年度の財務諸表については、監事の意見書を添付のうえ、財務大臣に提出し、その承認を受けたほか、令和7年度の財務諸表にかかる附属明細書についても、監事監査において、「財務諸表の記載内容を適正に補足している」と認められた。

令和7年度決算の概要は以下のとおりである。

（1）資産・負債、損益等の状況

令和7年度末における資産・負債の状況をみると、総資産残高は、国債や貸出金を中心に前年度末と比べ6兆7,418億円減少（▲9.1%）し、6兆3,250億円となった。また、総負債残高は、預金（当座預金）を中心に前年度末と比べ6兆5,171億円減少（▲9.2%）し、6兆5,733,226億円となった（図表15～16参照）。

—— 主な資産の増減状況についてみると、長期国債が、買入減額により、5兆3,086,695億円と前年度末を4兆3,579億円下回った。また、貸出金は、「貸出支援基金」による貸付けが減少したこと等により、7兆7,209億円と前年度末を1兆9,917億円下回った。

—— 主な負債の増減状況についてみると、当座預金が、長期国債の買入減額及び「貸出支援基金」による貸付け等を通じた資金供給の減少により、4兆5,9兆7,432億円と前年度末を7兆0,893億円下回った。この間、日本銀行券の発行残高は、1兆1,6兆3,156億円と前年度末を2兆3,529億円下回った。

令和7年度の損益の状況についてみると、経常利益は、前年度比4,501億円減益の2兆3,421億円となった。これは、補完当座預金

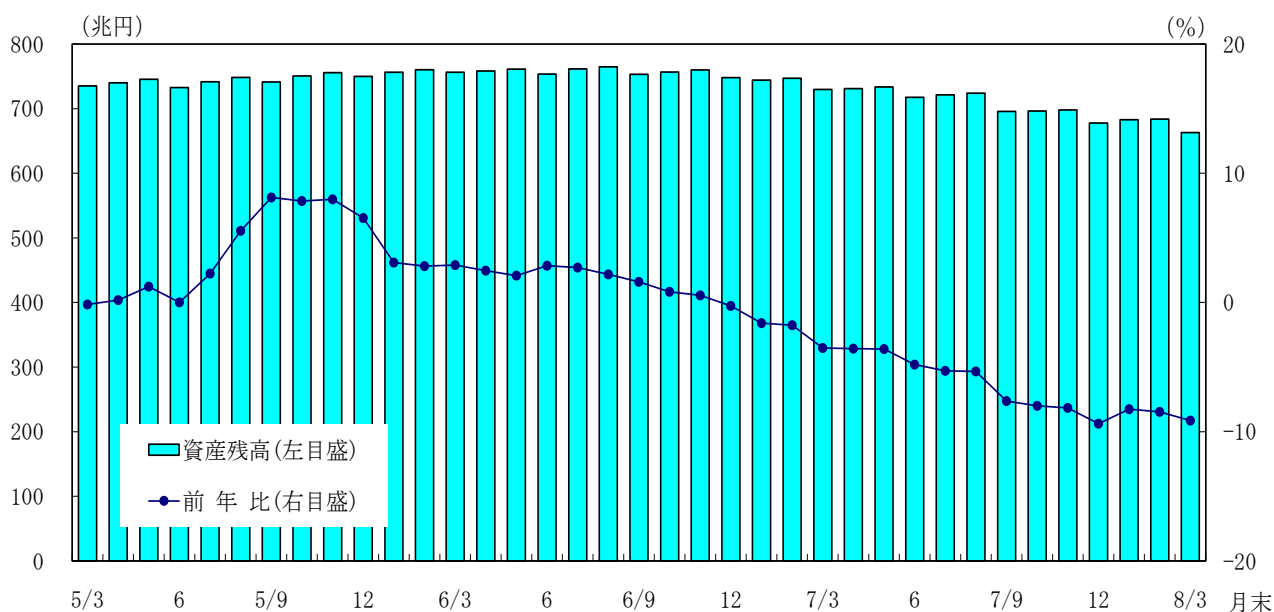
制度利息が増加したこと等によるものである（図表17～25参照）。

特別損益は、外国為替等取引損失引当金の積立てを行ったこと等から、▲3,691億円となった。

法人税、住民税及び事業税を差し引いた後の当期剰余金は、前年度比3,378億円減少の1兆9,263億円となり、ここから法定準備金積立額963億円（当期剰余金の5%）、配当金（500万円、払込出資金額の年5%の割合）を差し引いた残額1兆8,300億円を国庫に納付することとした。

令和7年度末の自己資本比率（剰余金処分後）は、12.45%と、前年度末（11.78%）に比べ上昇した（図表26～27参照）。

（図表15）資産残高の推移



(図表16) 主な資産・負債の増減状況等

(単位：億円、()内は前年度末比%、〈 〉内は前年度末比増減額、億円)

	6年度末	7年度末	7年度末における前年度末比増減要因
資産合計	7,297,669 (▲3.5) 〈▲266,562〉	6,630,250 (▲9.1) 〈▲667,418〉	国債、貸出金を中心に減少。
うち 国債 (短期国債を 含む)	5,759,308 (▲2.3) 〈▲137,325〉	5,308,695 (▲7.8) 〈▲450,613〉	国債の償還額等が買入額を上回ったことから減少。
コマーシャル・ペーパー等	10,402 (▲52.9) 〈▲11,706〉	— (皆減) 〈▲10,402〉	コマーシャル・ペーパー等の償還に伴い皆減。
社債	48,537 (▲20.1) 〈▲12,190〉	21,932 (▲54.8) 〈▲26,605〉	社債の償還に伴い減少。
金銭の信託(信託財産株式)	369 (▲78.4) 〈▲1,338〉	— (皆減) 〈▲369〉	株式の売却により皆減。
金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)	371,861 (▲0.0) 〈▲0〉	371,214 (▲0.2) 〈▲647〉	指数連動型上場投資信託受益権の売却により減少。
金銭の信託(信託財産不動産投資信託)	6,657 (▲0.0) 〈▲1〉	6,649 (▲0.1) 〈▲8〉	不動産投資法人投資口の売却により減少。
貸出金	968,126 (▲10.3) 〈▲110,953〉	777,209 (▲19.7) 〈▲190,917〉	「貸出支援基金」による貸付けの減少等により減少。
外国為替	111,835 (+4.2) 〈+4,473〉	123,334 (+10.3) 〈+11,498〉	外貨建資産の円換算に用いる外国為替相場の円安化等により増加。
負債合計	7,238,398 (▲3.6) 〈▲267,476〉	6,573,226 (▲9.2) 〈▲665,171〉	預金を中心に減少。
うち 発行銀行券	1,186,685 (▲1.8) 〈▲22,112〉	1,163,156 (▲2.0) 〈▲23,529〉	銀行券需要の状況を映じて減少。
預金	5,774,500 (▲3.6) 〈▲215,752〉	5,094,541 (▲11.8) 〈▲679,959〉	当座預金(残高459.7兆円)は、長期国債の買入減額及び「貸出支援基金」による貸付け等を通じた資金供給の減少により減少(前年度末比▲70.6兆円)。
政府預金	39,380 (▲74.9) 〈▲117,722〉	21,548 (▲45.3) 〈▲17,831〉	国庫の資金繰りの状況を映じて減少。
売現先勘定	128,331 (3.0倍) 〈+85,745〉	179,871 (+40.2) 〈+51,540〉	政府に対する国債売現先残高の増加を映じて増加。

(参考)「貸出支援基金」による貸付金の残高

(単位:億円)

	5年度末	6年度末	7年度末
貸付金合計	836,461	760,470	491,670
成長基盤強化を支援するための資金供給	53,482	30,280	6,339
貸出増加を支援するための資金供給	782,979	730,190	485,331

(注)「貸出支援基金」による貸付金の残高には、「貸出金」には含まれない外貨建ての貸付金を含む。

(図表 1 7) 主な損益の増減状況等

(単位： 億円、() 内は前年度比%、〈 〉 内は前年度比増減額、億円)

	6 年度	7 年度	7 年度における前年度比増減要因
経常利益	27,922 (▲39.8) 〈▲18,477〉	23,421 (▲16.1) 〈▲4,501〉	補完当座預金制度利息が増加したことを主因に減益。
うち経常収入	25,583 〈+4,494〉	31,124 〈+5,540〉	国債利息収入の増加等から増収。
長期国債関係損益	▲718 〈▲707〉	▲1,052 〈▲334〉	国債補完供給の減額措置の実行に伴う売却損を計上。
外国為替関係損益	▲908 〈▲13,929〉	7,461 〈+8,369〉	外貨建資産の円換算に用いる外国為替相場の状況を映じて益超に転化。
金銭の信託(信託財産株式)運用損益	4,670 〈+788〉	1,132 〈▲3,537〉	株式の売却が期中に完了したことに伴い益超幅が縮小。
金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用損益	13,826 〈+1,469〉	17,409 〈+3,583〉	指数連動型上場投資信託の分配金等の増加により益超幅が拡大。
金銭の信託(信託財産不動産投資信託)運用損益	327 〈+15〉	356 〈+28〉	不動産投資信託の分配金等の増加により益超幅が拡大。
補完当座預金制度利息	▲12,517 〈▲10,629〉	▲27,104 (▲14,587)	適用利率の引上げから、補完当座預金制度の支払利息が増加。
特別損益	▲4,709 〈+10,989〉	▲3,691 〈+1,018〉	—
うち債券取引損失引当金	▲4,727 〈+4,499〉	— 〈+4,727〉	—
外国為替等取引損失引当金	— 〈+6,510〉	▲3,730 〈▲3,730〉	外国為替関係損益における益超額の50%を積立て。
税引前当期剰余金	23,213 (▲24.4) 〈▲7,487〉	19,730 (▲15.0) 〈▲3,483〉	—
法人税、住民税及び事業税	570 〈▲7,258〉	466 〈▲104〉	法人税、住民税及び事業税を計上。
当期剰余金	22,642 (▲1.0) 〈▲229〉	19,263 (▲14.9) 〈▲3,378〉	—

(注1) 経常収入は、貸出金利息、買現先利息、国債利息、コマーシャル・ペーパー等利息、社債利息、外貨債券利息、外貨預け金等利息の合計額。

(注2) 長期国債関係損益は、国債(長期)売却損益。

(注3) 外国為替関係損益は、外国為替収益又は同費用のうち為替差損益の額。

(注4) 経常利益には、地域金融強化のための特別当座預金制度の支払利息(▲122億円)を含む。

(注5) 各種引当金の▲符号は、積立て(減益要因)を示す。

(注6) 日本銀行の利益は、その大部分が銀行券の独占的発行権に基づくものであることから、所要の経費や税金を支払った後の税引後当期剰余金は準備金や配当に充てられるものを除き、総て国庫に納付されることとなっている。その際、この納付金は、法人税及び事業税にかかる課税所得の算定上、損金(無税)の扱いとされている。

(2) 参考計数

① 損益関係

(図表18) 長期国債関係損益の推移

(単位:億円)

	5年度	6年度	7年度		
				上半期	下半期
長期国債関係損益	▲10	▲718	▲1,052	▲406	▲646
売却益	—	—	—	—	—
売却損	▲10	▲718	▲1,052	▲406	▲646

(図表19) 外国為替関係損益の推移

(単位:億円)

	5年度	6年度	7年度		
				上半期	下半期
外国為替関係損益 (為替差損益)	13,021	▲908	7,461	▲574	8,036

(図表20) 金銭の信託(信託財産株式)運用損益の推移

(単位:億円)

	5年度	6年度	7年度		
				上半期	下半期
金銭の信託(信託財産株式) 運用損益	3,881	4,670	1,132	1,132	—
配当金等	177	78	0	0	—
減損	▲3	▲0	—	—	—
売却損益	3,707	4,591	1,131	1,131	—

(図表21) 金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)運用損益の推移

(単位:億円)

	5年度	6年度	7年度		
				上半期	下半期
金銭の信託(信託財産指数連動 型上場投資信託)運用損益	12,356	13,826	17,409	15,000	2,409
分配金等	12,356	13,826	16,336	15,000	1,335
減損	—	—	—	—	—
売却損益	—	—	1,073	—	1,073

(図表22) 金銭の信託(信託財産不動産投資信託)運用損益の推移

(単位:億円)

	5年度	6年度	7年度		
				上半期	下半期
金銭の信託(信託財産不動産投 資信託)運用損益	312	327	356	175	180
分配金等	312	327	352	174	177
減損	—	—	—	—	—
売却損益	—	—	3	0	2

(図表 2 3) 経常収入の推移

(単位:億円)

	5年度	6年度	7年度		
				上半期	下半期
経常収入	21,088	25,583	31,124	14,705	16,418
円貨資産	17,295	21,503	27,165	12,801	14,363
貸出金	93	578	1,869	912	956
買現先勘定	▲1	0	—	—	—
国債	17,124	20,774	25,182	11,820	13,361
短期国債	▲34	27	48	33	15
長期国債	17,158	20,746	25,133	11,787	13,346
コマーシャル・ペーパー等	6	39	16	13	2
社債	71	111	97	54	43
外貨資産	3,793	4,080	3,959	1,904	2,054

(図表 2 4) 運用資産平残の推移

(単位:億円)

	5年度	6年度	7年度		
				上半期	下半期
運用資産合計(平残)	7,073,315	7,142,147	6,649,862	6,833,378	6,465,337
円貨資産	6,977,695	7,036,770	6,538,600	6,724,708	6,351,470
貸出金	965,533	1,067,415	886,681	952,642	820,357
買現先勘定	1,745	0	—	—	—
国債	5,917,709	5,896,259	5,612,610	5,723,080	5,501,532
短期国債	35,790	27,468	12,366	17,033	7,674
長期国債	5,881,919	5,868,791	5,600,243	5,706,046	5,493,858
コマーシャル・ペーパー等	24,532	18,269	4,175	7,305	1,027
社債	68,174	54,826	35,134	41,679	28,552
外貨資産	95,620	105,376	111,261	108,670	113,867

(図表 2 5) 運用資産利回りの推移

(単位:%)

	5年度	6年度	7年度		
				上半期	下半期
運用資産合計(利回り)	0.298	0.358	0.468	0.429	0.509
円貨資産	0.247	0.305	0.415	0.379	0.453
貸出金	0.009	0.054	0.210	0.191	0.233
買現先勘定	▲0.094	0.060	—	—	—
国債	0.289	0.352	0.448	0.411	0.487
短期国債	▲0.096	0.101	0.393	0.391	0.396
長期国債	0.291	0.353	0.448	0.412	0.487
コマーシャル・ペーパー等	0.028	0.217	0.387	0.382	0.429
社債	0.105	0.203	0.278	0.259	0.305
外貨資産	3.967	3.871	3.558	3.495	3.619

② 自己資本関係

(図表 2 6) 自己資本残高及び自己資本比率

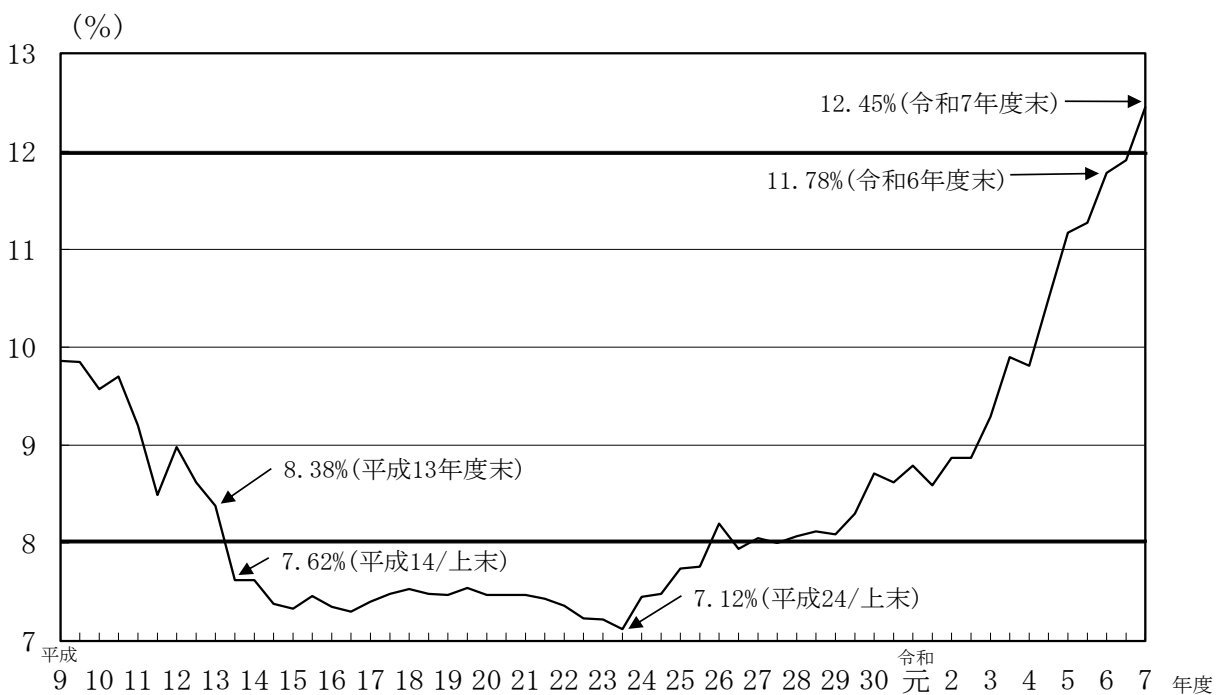
(単位:億円)

	5年度末	6年度末	7年度末	前年度末比 増減	(参考)
					7年度 上半期末
資本勘定(A)	36,628	37,760	38,723	+963	37,760
資本金	1	1	1	—	1
法定準備金等	36,627	37,759	38,722	+963	37,759
引当金勘定(B)	99,029	103,757	107,488	+3,730	102,117
貸倒引当金(特定を除く)	—	—	—	—	—
債券取引損失引当金	69,849	74,577	74,577	—	73,224
外国為替等取引損失引当金	29,180	29,180	32,911	+3,730	28,893
自己資本残高(A)+(B)=(C)	135,658	141,518	146,212	+4,693	139,877
銀行券平均発行残高(D)	1,214,447	1,201,030	1,174,289	▲26,740	1,174,406
自己資本比率(C)/(D)×100	11.17%	11.78%	12.45%	+0.67%	11.91%

(注1) 法定準備金等には特別準備金(13百万円)を含む。

(注2) 自己資本残高については、円単位での計算後、億円未満を切り捨てているため、表中の計算結果と必ずしも一致しない。

(図表 2 7) 自己資本比率の推移



③ 保有有価証券関係

(図表 28) 保有有価証券の時価情報

<国債> (単位：億円)

	価 額	時 価	評価損益
7/3 月末	5,759,308	5,473,062	▲286,246
8/3 月末	5,308,695	4,854,280	▲454,414

<コマーシャル・ペーパー等>

7/3 月末	10,402	10,402	—
8/3 月末	—	—	—

<社債>

7/3 月末	48,537	48,171	▲365
8/3 月末	21,932	21,802	▲129

<金銭の信託（信託財産株式）>

7/3 月末	352	1,454	1,102
8/3 月末	—	—	—

<金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）>

7/3 月末	371,861	700,574	328,712
8/3 月末	371,214	941,871	570,657

<金銭の信託（信託財産不動産投資信託）>

7/3 月末	6,554	7,086	532
8/3 月末	6,537	7,790	1,252

(注1) 金銭の信託は、信託財産（約定ベース）のみを対象としているため、上記の帳簿価額は貸借対照表価額とは必ずしも一致しない。

(注2) 時価は、期末日における市場価格等に基づいている。

2. 令和7年度経費決算等

第141回事業年度（令和7年度）経費決算は、営業所関連工事の支出増加や銀行券自動鑑査機の更新等に伴い「固定資産取得費」が増加したほか、「給与等」、「一般事務費」が増加したこと等から、全体では前年度比7.0%増加（+150億円）し、総額2,283億円となった。

（図表29）第141回事業年度（令和7年度）経費決算

科 目		当 初 予 算 額	予 算 現 額	決 算 額	剰 余 額	前年度決算額 比較増減(▲)
銀行券製造費	銀行券製造費	63,947,300,000	63,947,300,000	63,947,281,000	19,000	1,300,585,000
国庫国債事務費	国庫国債事務費	21,755,823,000	21,755,823,000	21,226,967,560	528,855,440	255,815,247
給 与 等	役 員 給 与	437,324,000	460,324,000	460,084,200	239,800	17,804,000
	職 員 給 与	46,243,871,000	46,220,871,000	44,936,876,060	1,283,994,940	1,381,058,384
	退 職 手 当	10,001,642,000	10,001,642,000	9,601,166,800	400,475,200	1,224,917,344
	小 計	56,682,837,000	56,682,837,000	54,998,127,060	1,684,709,940	2,623,779,728
交 通 通 信 費	旅 費 交 通 費	2,440,132,000	2,440,132,000	1,818,100,022	622,031,978	▲ 49,999,983
	通 信 費	2,200,940,000	2,200,940,000	2,073,357,057	127,582,943	10,452,362
	小 計	4,641,072,000	4,641,072,000	3,891,457,079	749,614,921	▲ 39,547,621
修 繕 費	修 繕 費	2,426,487,000	2,426,487,000	2,226,707,541	199,779,459	▲ 940,204,507
一 般 事 務 費	消 耗 品 費	1,143,403,000	1,143,403,000	885,471,709	257,931,291	▲ 96,869,053
	光 熱 水 道 費	2,510,593,000	2,510,593,000	2,032,438,078	478,154,922	▲ 380,094,018
	建 物 機 械 等 賃 借 料	5,969,779,000	6,119,779,000	5,972,816,282	146,962,718	▲ 609,013,886
	建 物 機 械 等 保 守 料	11,223,531,000	11,223,531,000	10,501,735,750	721,795,250	▲ 1,042,300,766
	事 務 費	41,972,461,000	41,822,461,000	39,003,229,552	2,819,231,448	3,577,127,543
	小 計	62,819,767,000	62,819,767,000	58,395,691,371	4,424,075,629	1,448,849,820
合計（固定資産取得費、予備費を除く）		212,273,286,000	212,273,286,000	204,686,231,611	7,587,054,389	4,649,277,667
固 定 資 産 取 得 費	固 定 資 産 取 得 費	23,950,254,000	23,950,254,000	23,599,229,167	351,024,833	10,358,315,108
	う ち 認 可 対 象 分	6,949,226,000	6,949,226,000	6,886,075,897	63,150,103	4,915,479,122
予 備 費	予 備 費	1,000,000,000	1,000,000,000	0	1,000,000,000	0
合 計		237,223,540,000	237,223,540,000	228,285,460,778	8,938,079,222	15,007,592,775
	う ち 認 可 対 象 分	220,222,512,000	220,222,512,000	211,572,307,508	8,650,204,492	9,564,756,789

（注）認可対象分とは、業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除いたもの。これについて当該事業年度の「決算報告書」を作成し、監事の意見書を添付のうえ、財務大臣に提出している。業務用不動産にかかる固定資産取得費は認可対象外であるが、認可対象分と同様に、監事監査において「経費支出の状況を適正に示している」と認められた。予算現額は、当初予算額に、予備費の使用額、予算の移し替えに伴う増減額を加えた額である。7年度においては、予備費の使用はなかった。また、役員給与の改訂およびシステム化関係費用の支出増に伴い、大科目「給与等」に属する中科目「役員給与」および大科目「一般事務費」に属する中科目「建物機械等賃借料」の予算に、それぞれ▲23百万円、▲150百万円の不足が見込まれたことから、それぞれ同一大科目の中科目「職員給与」から23百万円、「事務費」から150百万円の移し替えを行った。

業務分野毎の経費は下表のとおりとなった。

(図表 30) 業務分野毎の経費 (令和 7 年度)

(単位：百万円)

分 野	経 費	前年度比増減	
		前年度比増減	構成比 (%)
発券関係業務	97,868	+2,319	43.3
金融政策関係業務	27,793	+2,439	12.3
金融システム関係業務	21,783	+2,132	9.6
決済システム関係業務	29,347	▲5,366	13.0
国庫・国債・その他政府関係業務	49,205	+2,892	21.8
合 計	225,996	+4,416	100.0

(注1) 損益計算書上の経費(2,260億円)を対象に作成している。なお、計数は単位未満四捨五入としている。

(注2) 日本銀行が行っている国際関連、調査・研究・統計などの業務や対外的な説明活動、組織運営面の取り組みに関する経費は、上記の各業務分野に幅広く共通して関係するため、各業務分野の経費に按分のうえ含めている。

（付 1） 監事監査の概況

監事が日本銀行法の規定等に基づき、令和 7 年度（一部 8 年度）に実施した監査の概要は以下のとおりである。

1. 事業年度財務諸表等に関する監査

（1） 第 1 4 0 回事業年度財務諸表等の監査

監事は、令和 7 年 4 月から 5 月にかけて、第 1 4 0 回事業年度（令和 6 年度）に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、決算報告書、剰余金処分表及び附属明細書、並びに同年度下半期に係る損益計算書を監査した。

監査の結果、これらの記載事項が令和 7 年 3 月 3 1 日現在の財産の状況、7 年 3 月 3 1 日をもって終了した事業年度の損益の状況、同年度の経費支出の状況及び 6 年 1 0 月 1 日から 7 年 3 月 3 1 日までの半期の損益の状況を適正に示していることを確認し、その旨の意見書を総裁に提出した。

（2） 第 1 4 1 回事業年度上半期財務諸表等の監査

監事は、令和 7 年 1 0 月から 1 1 月にかけて、第 1 4 1 回事業年度（令和 7 年度）上半期に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書を監査した。

監査の結果、これらの記載事項が令和 7 年 9 月 3 0 日現在の財産の状況及び 7 年 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの半期の損益の状況を適正に示していることを確認し、その旨の意見書を総裁に提出した。

（3） 第 1 4 1 回事業年度財務諸表等の監査

監事は、令和 8 年 4 月から 5 月にかけて、第 1 4 1 回事業年度（令和 7 年度）に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、決算報告書、剰余金処分表及び附属明細書、並びに同年度下半期に係る損益計算書を監査した。

監査の結果、これらの記載事項が令和 8 年 3 月 3 1 日現在の財産の状況、8 年 3 月 3 1 日をもって終了した事業年度の損益の状況、同年度の経費支出の状況及び 7 年 1 0 月 1 日から 8 年 3 月 3 1 日までの半期の損益の状況を適正に示していることを確認し、その旨の意見書を総裁に提出した。

2. 銀行券、有価証券、帳簿等の監査

監事は、令和7年度中、本店及び支店が保管・管理する銀行券、有価証券、帳簿等について、本店8局室研究所及び支店32か店において、監査を延べ56回実施した。

3. 業務・経費の執行状況についての監査

監事は、令和7年度中、業務・経費の執行状況に関する監査として、本店3局室のほか、支店32か店、国内12事務所、海外2事務所の監査を実施した。また、本店各局室研究所の業務・経費の執行状況について所管部局の概況説明を受けるとともに、重要案件について随時、説明・報告の聴取（概況説明を含め170件）、回議等関係書類の閲覧（263件）、営業所等施設の視察（3件）等を行った。

(付2) 政策委員会主要議事事項一覧

(令和7年4月～令和8年3月)

令和7年4月

1. 議決事項

通常会合関係

- 参与の推薦に関する件 (4月11日)
- 第140回事業年度決算等に関する件 (4月25日)
- 「日本銀行定款」の一部変更に関する件 (4月25日)
- 「日本銀行業務方法書」の一部変更に関する件 (4月25日)
- 政策委員会月報 (令和7年3月) に関する件 (4月25日)

2. 報告事項

- 最近の考査結果の概要 (4月4日)
- 中央銀行デジタル通貨のパイロット実験の状況等 (4月11日)
- 金融システムレポート (4月15日)
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告 (4月18日)
- 2024年度「不動産の取得または処分」に関する報告 (4月18日)

令和7年5月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件 (4月30日・5月1日)
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件 (4月30日・5月1日)
- 「経済・物価情勢の展望 (2025年4月)」の基本的見解を決定する件 (4月30日・5月1日)
- 金融政策決定会合の議事要旨 (2025年3月18、19日開催分) に関する件 (4月30日・5月1日)

(2) 通常会合関係

- 令和6年度の業務概況書の作成に関する件（5月23日）
- 政策委員会月報（令和7年4月）に関する件（5月23日）

2. 報告事項

- エンゲージメント推進タスクフォース最終報告（5月23日）

令和7年6月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（6月16・17日）
- 長期国債買入れの減額計画の決定に関する件（6月16・17日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（6月16・17日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2025年4月30日、5月1日開催分）に関する件（6月16・17日）

(2) 通常会合関係

- 「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（6月6日）
- 参与の推薦に関する件（6月13日）
- 総裁の兼職を承認する件（6月13日）
- 政策委員会月報（令和7年5月）に関する件（6月27日）

2. 報告事項

- 2025/3月末における本行バランスシートの状況（6月3日）
- 令和6年度下期中の保有外貨資産の管理状況（6月3日）
- 金融経済教育に関する活動報告（6月3日）
- 2024年度のシステム関連事務の遂行状況（6月6日）
- 2024年度下期の検査結果等（6月6日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（6月13日）
- 令和6年度における国家公務員と比較した本行職員の給与水準（ラスパイレス指数）（6月27日）

令和7年7月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（7月30・31日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（7月30・31日）
- 「経済・物価情勢の展望（2025年7月）」の基本的見解を決定する件（7月30・31日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2025年6月16、17日開催分）に関する件（7月30・31日）
- 2026年の金融政策決定会合の開催予定日に関する件（7月30・31日）

(2) 通常会合関係

- 議長の職務を代理する者の決定に関する件（7月8日）
- 政策委員会月報（令和7年6月）に関する件（7月25日）

2. 報告事項

- 本行保有不動産に関する報告（7月8日）
- 最近のコンプライアンス会議の活動状況等（7月18日）
- 業務リスク管理およびマネロン・テロ資金供与対策の実施状況について（7月18日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（7月25日）

令和7年8月

1. 議決事項

該当なし

2. 報告事項

該当なし

令和7年9月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（9月18・19日）
- 指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針の制定の決定に関する件（9月18・19日）
- 「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」の一部改正の決定に関する件（9月18・19日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（9月18・19日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2025年7月30、31日開催分）に関する件（9月18・19日）

(2) 通常会合関係

- 令和7年度の職員の給与等に関する件（9月12日）
- 政策委員会月報（令和7年7月）に関する件（9月12日）

2. 報告事項

- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（9月16日）

令和7年10月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（10月29・30日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（10月29・30日）
- 「経済・物価情勢の展望（2025年10月）」の基本的見解を決定する件（10月29・30日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2025年9月18、19日開催分）に関する件（10月29・30日）

(2) 通常会合関係

- ワイズ・ペイメンツ・ジャパン株式会社との当座預金取引の開始に関する件（10月21日）
- 政策委員会月報（令和7年8・9月）に関する件（10月21日）

- 第 141 回事業年度上半期財務諸表の作成等に関する件（10 月 28 日）

2. 報告事項

- 金融システムレポート（10 月 10 日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（10 月 24 日）
- エンゲージメント推進に関する取り組み状況について（10 月 31 日）

令和 7 年 1 1 月

1. 議決事項

通常会合関係

- シンガポール通貨庁との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（11 月 7 日）
- 政策委員会月報（令和 7 年 10 月）に関する件（11 月 25 日）
- 「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（11 月 28 日）

2. 報告事項

- 最近の考査結果の概要（11 月 11 日）
- 2026 年度 IT 投資計画の策定に向けた取組み（11 月 14 日）

令和 7 年 1 2 月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（12 月 18・19 日）
- 補完当座預金制度の適用利率の変更等の決定に関する件（12 月 18・19 日）
- 基準割引率および基準貸付利率の決定に関する件（12 月 18・19 日）
- 「金融市場調節方針の変更について」の公表に関する件（12 月 18・19 日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2025 年 10 月 29、30 日開催分）に関する件（12 月 18・19 日）

(2) 通常会合関係

- 政策委員会月報（令和 7 年 11 月）に関する件（12 月 16 日）

2. 報告事項

- 最近の業務システムの運営（12月2日）
- 業務継続に関する検討状況と今後の対応方針（12月5日）
- 本行保有不動産に関する報告（12月5日）
- 2025/9月末における本行バランスシートの状況（12月9日）
- 令和7年度上期中の保有外貨資産の管理状況（12月9日）
- 2026年度IT投資計画（案）（12月12日）
- 最近の文書システムの業務運営（12月12日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（12月16日）
- 2025年度上期の検査結果等（12月23日）

令和8年1月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（1月22・23日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（1月22・23日）
- 「経済・物価情勢の展望（2026年1月）」の基本的見解を決定する件（1月22・23日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2025年12月18、19日開催分）に関する件（1月22・23日）

(2) 通常会合関係

- 役員給与の改訂に関する件（1月27日）
- 職員給与の一部改訂に関する件（1月27日）
- 令和8年度の銀行券発注高に関する件（1月30日）
- 政策委員会月報（令和7年12月）に関する件（1月30日）

2. 報告事項

- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（1月20日）
- 中央銀行デジタル通貨のパイロット実験の状況等（1月30日）

令和8年2月

1. 議決事項

通常会合関係

- 第141回事業年度（令和7年度）経費予算の執行に関する件（2月6日）
- 参与の推薦に関する件（2月24日）
- タイ中央銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（2月27日）
- 政策委員会月報（令和8年1月）に関する件（2月27日）

2. 報告事項

- 事務職員の2026年度採用見込みと2027年度採用方針（2月3日）
- 令和8年度経費予算編成（2月6日）
- 短観調査対象企業の定例見直し（2月20日）
- 最近の発券系統の運営（2月27日）

令和8年3月

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

- 金融市場調節方針の決定に関する件（3月18・19日）
- 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（3月18・19日）
- 金融政策決定会合の議事要旨（2026年1月22、23日開催分）に関する件（3月18・19日）

(2) 通常会合関係

- 「2026年度の考査の実施方針等について」に関する件（3月10日）
- 第142回事業年度（令和8年度）経費予算の作成等に関する件（3月17日）
- 2026年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関する件（3月17日）
- 2026年度における中期経営計画（2024～2028年度）に関連した事項に関する件（3月27日）
- 「株式買入等基本要領」の廃止等に関する件（3月27日）
- 政策委員会月報（令和8年2月）に関する件（3月27日）

2. 報告事項

- 本行保有不動産に関する報告（3月6日）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（3月13日）

(付3) 役職員の給与・退職手当等

1. 役員報酬等

役員報酬等の支給状況

(単位：千円)

役名	令和7年度年間報酬等の総額		就任・退任の状況		
		報酬 (役員俸給)	賞与 (役員手当)	就任	退任
総 裁	37,814	24,570	13,244		
副総裁 (2人)	60,024	38,892	21,132		
審議委員 (6人)	171,634	112,055	59,579	7年7月1日1人	7年6月30日1人 8年3月31日1人
監 事 (3人)	51,852	32,298	19,554	7年4月1日1人	
理 事 (6人)	138,760	87,816	50,944	7年4月1日1人	

役員退職手当の支給状況 (令和7年度中の退職者)

(単位：千円)

区分	支給額 (総額)	在職 期間	退職年月日	業績 勘案率	摘要
審議委員	15,565	5年	7年6月30日	—	業績評価対象外
審議委員	15,998	5年	8年3月31日	—	業績評価対象外

(注) 業績勘案率は、業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定。

2. 職員給与

主要役職の給与支給状況

(単位：千円)

	令和7年度の年間給与額（平均）	
		うち俸給・賞与・ 職務手当計
局長・審議役級	21,846	21,768
参事役級	19,870	19,702
企画役級	15,967	15,844

(注)「年間給与額」には、通勤手当および時間外勤務手当を含まない。

主要役職の退職手当支給状況

(単位：千円)

	退職一時金	企業年金（年額）
局長・審議役級	30,207	2,689
参事役級	27,266	2,351
企画役級	22,489	1,913

(注)「退職一時金」は、令和7年度中に当該役職（企画専門職員は役職定年前の役職）で退職した職員への支給実績の平均値。また、「企業年金（年額）」は、当該職員に対する年金支給予定額（61歳支給の場合）の平均値。

(付4) 中期経営計画 (2024~2028年度)¹

1. はじめに

この中期経営計画は、2024年度から2028年度までの日本銀行の業務・組織運営の基本方針を定めたものである。

本計画では、日本銀行が中期的に達成すべき課題を明確に定め、それらの達成状況を適正に評価していく観点から、対象期間を5年間とし、計画内容を基本的に固定する枠組みを採用している。

その上で、環境変化への対応力を確保するため、本計画の開始から3年度目を目途に中間レビューを行うほか、大きな環境変化が生じた場合には、本計画の内容を柔軟に見直す方針としている。

2. 日本銀行の行動原則

日本銀行は、わが国の中央銀行として尊重すべき普遍的な理念を、以下のとおり行動原則として定め、役職員が日々の業務を遂行する際に常に意識すべきものと位置付けている。日本銀行は、この行動原則に基づく、政策・業務運営の適切な遂行を通じて、国民からの信認を確保していく。

公益の実現

日本銀行法に定められた目的と理念²を達成することにより、公益の実現を図る。

透明性の確保

外部との様々なネットワークを通じて、政策や業務についての説明責任を適切に果たす。

業務の質の向上

環境変化を適切に捉え、中央銀行サービスの質を高めていく。

¹ 本計画は、令和6年3月22日の政策委員会において決定された。

² 日本銀行法第1条において、日本銀行の目的を銀行券の発行、通貨及び金融の調節、信用秩序の維持と定めているほか、第2条において、物価の安定を通じて、国民経済の健全な発展に資することを、通貨及び金融の調節を行うに当たっての理念と定めている。

公正な職務の遂行

役職員一人一人が、高いモラルを維持しつつ、公正に職務を遂行する。

経営資源の効果的・効率的活用

業務および組織の運営に当たっては、経営資源を効果的・効率的に活用する。

3. 環境認識および経営指針

中央銀行を取り巻く環境をみると、コロナ禍以前から、デジタル化の進展に加え、気候変動を含む ESG、SDGs への意識が一段と高まっている。また、コロナ禍の期間を経て、グローバル化の変質や地政学リスクの高まりが目立つほか、グローバルに低インフレと低金利環境からの変化が生じている。国内では、人口減少・高齢化等の社会変化が引き続き経済・金融に大きく影響している。自然災害の激甚化等の影響も目立っている。外部環境を巡る不確実性が増し、環境変化のスピードが速まっているもとの、日本銀行の政策・業務が直面する課題は、拡がり、また複雑化している。

日本銀行は、こうした環境認識のもとで、わが国の中央銀行としての役割を適切に果たしていくため、この中期経営計画において、以下の4つを経営指針とする。

(1) 使命達成に向けて組織力を高める

日本銀行の使命である「物価の安定」および「金融システムの安定」の達成に向けて、企画・立案力や調査・研究力、業務遂行力、これらを支える組織運営力を高めていく。

(2) 変化を的確に捉える分析力を磨き、丁寧な対話に努める

適切な政策・業務運営を実現していくため、変化を的確に捉える分析力を磨くとともに、政策・業務運営が内外の幅広い経済主体に影響を及ぼす点を踏まえ、丁寧な対話に努めていく。

(3) デジタル社会にふさわしい高度で安定的な中央銀行サービスを提供する (DX推進)

デジタル技術の活用等を通じて業務遂行力やこれを支える組織運営力を高めながら、デジタル社会にふさわしい高度で安定的な中央銀行サービスを提供していく。

(4) 中央銀行員としての誇りとやりがいを支える職場を作り、強い現場力を発揮していく

日本銀行員が、政策・業務運営を通じた公益の実現という責務を担うことを常に意識しつつ、誇りとやりがいを持って職務に取り組める職場を作り、強い現場力を発揮していく。

4. 業務運営面での取り組み

業務運営面においては、以下に掲げる課題に重点的に取り組んでいく。

(1) 金融政策運営に資する適切な企画・立案

物価安定のもとでの持続的成長を実現していくため、不確実性が増している外部環境の変化を的確に捉えながら、金融政策運営をしっかりと支えていく。

こうした観点から、内外の金融経済情勢や市場動向について、デジタル技術等も用いた分析手法の高度化、統計データの活用やマイクロ情報の集積・活用等を一層進めながら、調査・分析を機動的に行っていく。長い目でみて適切な政策運営等に資するよう、基礎的な研究にも着実に取り組んでいく。

また、「金融政策の多角的レビュー」の結果も踏まえつつ、金融政策の効果や影響を不断に検証することを通じて、機動的に政策の企画・立案を行っていくとともに、適切な金融調節を実施するために必要な体制の整備にも取り組んでいく。

(2) 金融システムの安定・機能度の向上

金融システムの安定確保の観点から、金融経済環境を巡る不確実性の高まりやデジタル技術の進歩など、外部環境の変化を踏まえて、データ整備や分析の高度化を図りつつ、考査・モニタリングを通じて、経営・業務体制やリスクプロファイルの複雑化が見込まれる金融機関の経営実態・課題を的確に把握し、金融機関に適切な働きかけを行う。また、金融機関が金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営課題を共有し、必要な取り組みを後押ししていく。

上記のような環境変化が金融システムや金融機関経営に及ぼす影響を見据えつつ、金融システムに関連する政策の企画・立案に際し、引き続きマクロプルーデンスの視点を重視していくほか、日本銀行の取引先の適格性判定や貸出関連などの業務に関しても適切に企画・立案、運営していく。

金融システムの安定確保のため必要な場合には、個別金融機関ないし金融市場に対して、最後の貸し手機能を適切に発揮する。

これらの課題に取り組むに当たっては、国内外の関係機関との連携を一層強化していく。また、金融システムの動向に関して、取り組みの過程で得られた情報等を踏まえつつ、「経済・物価情勢の展望」を決定する金融政策決定会合において適切な報告を行う。

(3) 決済サービスの高度化・市場基盤の整備

わが国の決済システム全体の安全性と効率性の確保・向上の観点から、金融市場インフラへのオーバーサイトを適切に行っていく。また、基幹システムである日銀ネットの運営者として、その機能を有効に活用し、クロスボーダー決済の円滑な実現に向けて送金電文の国際標準化に適切に対応していく。

CBDCについては、パイロット実験の着実な推進等を通じ、内外の関係者と適切に連携しつつ、その発行に関する国民的な判断の前提となるよう、技術面、制度設計面の検討を続ける。また、国際的な議論にも貢献していく。

市場インフラに関しては、市場機能が環境変化に応じて適切に発揮されるよう、内外の市場関係者等と密接に連携しながら、調査企画・基盤整備に取り組んでいく。

これらの課題に取り組んでいく過程では、デジタル技術等を含め、金融取引、決済、金融市場インフラ等に影響を及ぼす内外の環境変化や議論、取り組み等を的確に把握した上で、得られた知見を活用し、日銀ネットを含めた国内の決済システムの高度化や市場基盤整備に資するよう、中央銀行の立場から貢献していく。

（４）中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行

発券業務については、2024年に実施予定の改刷対応を円滑に行うとともに、改刷後の現金還流への対応を含め、現金の受払い、鑑査等の業務を確実かつ安定的に遂行する。また、キャッシュレス化の進展等を受けた現金の流通や民間の現金関連事務の取扱い等に関する動向を的確に把握しつつ、それも踏まえた安定的かつ効率的な現金供給網の維持・構築を図っていく。

銀行業務では、日々の日本銀行当座預金の決済や金融市場調節を正確かつ安定的に遂行する。また、保有外貨資産の管理、外国為替の売買、外国中央銀行等や国際機関による円貨資産の運用等に協力するための業務等を適切に行う。

国庫・国債業務や外国為替平衡操作など国の事務の取扱いについては、多種多様な事務を確実に遂行するとともに、政府からの実務面の要請にも適切に対応する。

各種の統計作成業務については、必要な基準改定を含め、安定的に遂行するとともに、統計整備にかかる内外の議論等に積極的に貢献していく。

日銀ネット等重要システムの運行など、以上に掲げる取り組みを支える日々の業務について、万全を期す。

これらの業務遂行に当たっては、事務量の変化、デジタル技術の進展、業務の相手方を取り巻く環境変化等を見極めつつ、適切な事務処理体制等のあり方を検討していく。

業務継続の面では、これまでの自然災害の経験や地震等に関する被災想定の見直しに加え、自然災害の激甚化やサイバー攻撃、感染症の影響なども踏まえつつ、日本銀行の経営資源を有効に活用しながら、有事への対応力を維持・強化していく。

(5) 変化する国際情勢に対応した国際分野での取り組み

金融政策、金融・決済システムやこれらに関連する調査・研究、さらには銀行業務など、中央銀行が行う業務の幅広い分野で、海外当局との協調・連携等が高度化・複雑化しながら進展している。また、国際的に展開される新しい取り組みや議論が、各国中央銀行の政策・業務運営に及ぼす影響も増している。

こうした状況に的確に対応していく観点から、国内の関係機関や市場関係者等と密接に連携しつつ、わが国の中央銀行として、国際的な議論等において主導的な役割を果たしていくとともに、その過程で得られた成果や知見を自らの政策・業務運営にも活かしていく。

また、国際通貨金融システムの安定確保の面で、適切な役割を果たしていく。アジア地域においても、協力関係強化を促進しつつ、域内金融セーフティネットの整備に貢献していくことを通じ、アジアの通貨金融システムの一層の安定化を促す。

以上の取り組みに当たっては、各国当局や国際機関等との連携を適切に図っていく。

(6) 地域経済・金融に対する貢献

現在の本支店・事務所を各地域における業務の拠点として有効に活用し、各種業務の安定的な遂行や金融経済情勢の把握、効果的な情報発信などを通じて、中央銀行の立場から地域経済・金融に貢献していく。

すなわち、現金の円滑な流通を確保するとともに、決済や国庫・国債関連サービスを適切に提供していく。これらの業務に関しては、災害時の業務継続に万全を期していく。

また、各地域の企業や金融機関の動向等に関して、各方面とのネットワークを強化しつつ、ミクロ情報や地域の金融経済情勢を的確に把握し、政策・業務運営に活かしていく。同時に、時々の政策・業務運営やその背後の考え方等について、各地域で丁寧に説明していく。

(7) 対外コミュニケーションの強化

日本銀行に対する信頼が幅広く得られるよう、国民各層に対して対外コミュニケーションの強化を図っていく。

こうした観点から、金融機関、市場参加者、内外の関係機関や学界等に加えて、企業や経済団体など幅広い主体との間でネットワークを維持・拡充し、コミュニケーションを密にしていく。

また、ホームページやソーシャルメディアなど、多様な媒体を有効に活用し、情報アクセス性の向上を図りつつ、重層的な情報の受発信に努めていくとともに、本支店・関連施設における見学等にかかる対応も充実させていく。

これらの取り組みを通じ、政策・業務運営に関して、適切な情報発信を行いつつ、丁寧な対話に努めていく。

国民の金融リテラシー向上の面では、金融広報中央委員会の機能を金融経済教育推進機構に円滑に移管するとともに、日本銀行としても、同機構と適切に連携しつつ、本支店・事務所を通じて、引き続き貢献していく。

5. 組織運営面での取り組み

(1) 組織運営面の課題

組織運営面においては、本支店・事務所の各部署が十分な連携を図りつつ、以下に掲げる課題に重点的に取り組んでいく。

① 業務プロセスの変革

中央銀行の政策・業務を取り巻く環境の変化に加え、日本銀行における人員構成や働き方の変化等を踏まえ、これにスピード感を持って柔軟に対応していくため、業務プロセスの変革や業務の不断の見直しに取り組んでいく。

こうした観点から、外部の知見も吸収しつつ、デジタル技術を適切に活用し、事務プロセスの抜本的な見直しやデータ利活用を一段と進めることを通じて、安定的・効率的な事務の遂行や調査・分析力の向上、有事への対応力の強化など、業務運営の高度化に取り組んでいく。

これらを組織全体として効果的に推進していくため、必要な体制整備を図っていく。

② 多様な人材が活躍する環境作り

経済社会を巡る環境や働き方の変化等を踏まえつつ、中央銀行としての役割を適切に果たすために必要な人材の育成・確保を図る。

その際、各人がやりがいを持って主体的に職務を遂行できる環境を整備する観点から、キャリア形成の支援やワーク・ライフ・バランスの充実等に向けて、必要な取り組みを推進していく。また、リサーチや IT 等の高度な専門性を有する人材や、グローバルに活躍できる人材の育成・確保を戦略的に進めるとともに、組織全体として IT リテラシーの一層の向上にも取り組む。

さらに、全ての人材が個人として尊重され、持てる力を最大限発揮できるよう、女性や高年層などの活躍の場を拡げるほか、障がい者雇用に積極的に取り組むなど、ダイバーシティをさらに推進していく。

これらの課題に取り組むに当たっては、職員のエンゲージメント向上の視点を重視し、そのための施策を適切に推進していく。

③ 業務リスクの適切な管理

日本銀行が国民からの信認を確保していくためには、業務全般にわたり安定的で確実な事務遂行を維持していくこと、および公正な職務の遂行を確保することが必要である。

こうした観点から、人員構成や働き方の変化を踏まえつつ、業務リスクの効果的な管理に向けて、組織横断的な取り組みを行っていく。その際、デジタル技術の積極的な活用とその適切な維持・管理や、業務プロセスの変革を通じて、業務リスクの低減やリスク管理の効率化を進めていく。

また、社会的適合性を意識したコンプライアンスの徹底や、サイバーリスクへの対応を含めた情報セキュリティ対策の推進に、引き続き取り組んでいく。

(2) 経営資源に関する事項

① 人員

本計画で掲げた課題を着実に達成するため、必要な人員については増強を図りつつ、業務全般の一層の効率化に努めていく。毎年度の定員（常勤職員数の最高限度）については、こうした基本的な考え方に沿って、決定し、公表する。

② 経費支出

本計画に掲げた課題を着実に達成するため、必要な経費は確保していく一方、支出全般の一層の効率化に努めていく。毎年度の経費予算については、こうした考え方に沿って、決定し、公表する。

6. 事後評価

本計画に掲げた業務・組織運営面での課題を着実に実行し、機動的な資源配分の見直しに繋げていく観点から、毎年度、本計画のもとで実施した具体的施策の達成状況を評価し、公表する。また、計画全体の達成状況等を踏まえ、次期計画の策定に関する検討を行っていく。

以 上

(参考) 中期経営計画に関連した事項

1. 令和8年度経費予算³

令和8年度（第142回事業年度）経費予算は、日本銀行が中央銀行としての役割を果たしていくために必要な経費予算を確保しつつ、経費支出全般にわたって縮減余地を十分に見極めた結果、以下の通りにする事とした。

(単位 千円)

科 目		当年度予算額	前年度当初予算額 比較増減(△)
銀行券製造費	銀行券製造費	65,774,104	1,826,804
国庫国債事務費	国庫国債事務費	22,074,800	318,977
給 与 等	役 員 給 与	497,530	60,206
	職 員 給 与	48,164,673	1,920,802
	退 職 手 当	8,443,077	△1,558,565
	小 計	57,105,280	422,443
交 通 通 信 費	旅 費 交 通 費	2,502,551	62,419
	通 信 費	2,375,227	174,287
	小 計	4,877,778	236,706
修 繕 費	修 繕 費	3,318,669	892,182
一 般 事 務 費	消 耗 品 費	1,235,667	92,264
	光 熱 水 道 費	2,194,318	△316,275
	建 物 機 械 等 賃 借 料	6,878,045	908,266
	建 物 機 械 等 保 守 料	13,557,143	2,333,612
	事 務 費	47,099,531	5,127,070
	小 計	70,964,704	8,144,937
合計（除く固定資産取得費、予備費）		224,115,335	11,842,049
固 定 資 産 取 得 費	固 定 資 産 取 得 費	13,389,382	△10,560,872
	うち認可対象分 ^(注)	6,581,942	△367,284
予 備 費	予 備 費	1,000,000	0
総 計	計	238,504,717	1,281,177
	うち認可対象分 ^(注)	231,697,277	11,474,765

(注) 認可対象分とは、業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除いたもの。

³ 日本銀行は、毎事業年度、経費予算を作成しているが、そのうち業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除く経費予算については、当該事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けることとされている（日本銀行法第51条第1項等）。本経費予算は、令和8年3月17日の政策委員会において決定された。

—— 上記経費予算では、システム化関係費用 41,396,928 千円を、通信費、建物機械等賃借料・同保守料、事務費の中に計上している。

なお、システム化関係費用を見積もる際に予定した外部委託分の開発規模は 14,002 人月程度、これに日本銀行職員による作業を加えた総開発規模は、17,633 人月程度となっている。

主な増減をみると、営業所関連工事の支出減少等に伴い固定資産取得費が減少した一方、システム化関係費用の増加等を背景に一般事務費が増加したほか、製造原価の上昇に伴い銀行券製造費が増加したこと等から、全体では前年度を上回る予算となっている。

2. 定員⁴

令和 8 年度の定員（常勤職員数の最高限度）は 4,900 人とする。

⁴ 本定員は、令和 8 年 3 月 27 日の政策委員会において決定された。